

第46回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年12月15日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月15日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（19名）

2番 寄川靖宏 議員	3番 木藤幹雄 議員
4番 秋田裕三 議員	5番 東豊俊 議員
6番 福嶋 斉 議員	7番 伊藤一郎 議員
8番 岩路昭美 議員	9番 藤原正憲 議員
10番 大倉澄子 議員	11番 實友 勉 議員
12番 高山政信 議員	13番 山下由美 議員
14番 岡前治生 議員	15番 山根昇 議員
16番 小林健志 議員	17番 大上正司 議員
18番 西本 諭 議員	19番 岡崎久和 議員
20番 岡田初雄 議員	

欠席議員（1名）

1番 岸本義明 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 畑 中 正 之 君 書 記 榎 谷 米 男 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	上 田 学 君
千種市民局長	秋 武 賢 是 君	まちづくり推進部長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	杉 尾 克 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。連日、御苦勞さまでございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

開会をする前に、一言お知らせいたします。

昨日の大倉議員の出会いサポート事業の質問の中で、成立件数に誤りがありましたと報告がありましたので、これを認め、訂正を指示します。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

それでは、2点にわたりまして、一般質問を行います。

まず第1点目は、宍粟市の幼保一元化推進計画は一度白紙に戻し、保護者、地域住民、関係者の声を反映した計画づくりをということについて、お聞きいたします。

平成20年度から平成23年度までの教育委員会の会議録を閲覧しました。平成20年5月21日の議事録では、幼稚園のあり方、幼保一元化について、企画部行革が中心となり、福祉部、教育委員会と協議しているとあります。平成21年9月30日の教育委員会では、幼保一元化推進計画の素案が示されています。この間、平成21年2月19日に学校規模適正化推進計画の策定については教育委員会で議案として提案され、原案を一部修正の上、可決されたとあります。しかし、幼保一元化推進計画については、教育長報告や諸報告の中では触れられておりますが、教育委員会として、議案として協議されている議事録が、私が閲覧した中では見当たりませんでした。ただ、平成22年2月22日の教育委員会では、幼保地区別協議会会則が議案として提案され、可決されていることがわかっております。

幼保一元化計画には、公立幼稚園の廃止も含まれる大変重要な内容を含んでおります。ほかの自治体の同様の計画の策定段階を見ても、住民代表も入った検討委員会をつくり、協議を重ねております。教育長は、幼保一元化を子どものためと繰り返しておりますが、このような経過を見ますと、そのねらいは行政改革による経費節減が大きな目的に見えてまいります。しかも、千種町で検討されているこ

ども園は幼保連携型を目指しており、私立の幼稚園になれば私学の助成が受けられ、社会福祉法人の保育所は、従来どおり国・県の運営負担金が受けられ、市としては一般財源が一番少なくなる方法であると思います。本当に子どものためだというのであれば、その地域でどうすれば少子化を食い止め、どのような子育てのシステムが望まれているのか、一から検討すべきではないでしょうか。

次、2点目であります。

千種の幼保一元化の説明に当たり、私も何回かお聞きしましたがけれども、教育委員会は杉の子保育園が受け入れることを前提に説明を繰り返してきております。しかし、その理事会が正式にこども園の受け入れを決定したのは、10月12日にその理事会の賛成多数で決まったとのことであります。社会福祉法人の方針が決まっていない段階で、住民の理解を得るために理事会に公務員を入れるとか、幼稚園の先生を派遣するなどの説明を繰り返したことは、ある意味、ルール違反ではないでしょうか。市長、教育長の見解をお聞きするものであります。

次に、2点目であります。

住民自治基本条例を踏まえ、市民の願いがかなう宍粟市にということでお聞きいたします。

今回の一般質問では、大変多くの議員が賛成、反対の立場はあるにしろ、千種の公立幼稚園反対の請願や署名、また、学校給食センターの嘆願書の署名について触れられました。それはいろいろな立場があるにしても、この住民のある意味大きな運動というのが無視できない、そういうことになっているのではないかと思います。

そういう点で、私は住民自治基本条例の制定で、市民の願いがかなう市政に方向転換できやすくなるのではないかというふうに大きな期待を持っておりました。それは、第5条に市民参加の原則とあり、市民が重要な決定に主体的にかかわることにより、まちづくりに市民の意志を反映すること、市民協働の原則として市民が相互に協力してまちづくりに取り組み、市議会及び市の執行機関がそれぞれの権限を行使し、市民の意志を実現する責任を負うことと明記されたからであります。今回の二つの市民運動は、市民の意志を行政に反映しているものであり、もしこれらの声を聞かずに行政側が市の計画を強行するなら、この自治基本条例は市民にとって意味をなさないものになってしまうと思います。

この自治基本条例は、市の最高規範とうたっております。この自治基本条例の理念に沿って、これらの二つの行政課題には対応すべきではないかと思います。市長並びに教育長の見解をお聞きするものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続いて、御苦勞さまでございます。

それでは、岡前議員の質問にお答えをいたします。

まず、基本的な自治基本条例等の関係については私のほうから、具体的なことに関しましては教育長のほうからお答えをいたしたいと思えます。

既に御案内のとおり、自治基本条例の第5条において、基本理念を実現するための四つの基本的な進め方、いわゆる基本原則について規定をいたしているところであります。

当然ながら、市民主体のまちづくりを掲げる本市においては、この基本原則に基づいて市政運営を行うことは論を待たないところであります。ただ、この条例に言いますのは、そうした意見を聞く機会を持っていただく、そしてその意見を十分に検討していく、そしてその中で決定をしていくということでありまして、ただ、何でも言ったらいいということではないということ、議員も御承知のとおりであります。

最終的には、民意ということにつきましては、先般の岩露議員の御質問にお答えをしたところでありますが、そういった民意にも、反対の民意もあれば賛成の民意、あるいはまた中立的な民意、いろいろあるわけですが、それらを総合した上で、将来的に宍粟市にとって有益かどうか、こういうことを勘案しながら決定をしていくのが基本的な姿勢であります。言うなれば、いろいろ民意がある中で、将来の社会的利益ということをもまず考えて決定をしていく、このことが行政においても、議会においても与えられた責務であると、このように考えているところであります。

千種における幼保一元化に係る要望及び波賀学校給食センター機能集積に係る嘆願書につきましては、地域の思いに心を寄せながら、未来の宍粟を担う子どもたちへ、よりよい教育・保育環境が提供できるよう最善を尽くしてまいりたいというふうに考えているところであります。

このような中で、先般、開催いたしました各中学校区における行政懇談会を受けまして、私なりに地域の皆さんの意見を直接、十分にお聞きしたいということで、千種・波賀地区において懇談会を開催したところであります。これによって私が感じたこと、あるいはいろんなことにつきましては、昨日の一般質問にお答えしたとおりであります。そういう中で、地域の思いでありますとか、あるいはまた、今も

述べられております議会の、それぞれの議員の皆さんの意見なり、あるいは実際に今、やっております現場の声、いろんなことを総合しながら、私なりの意見を述べてまいりたいというふうに、昨日も申し上げたところでございます。

そういった中で、私の責任を果たしてまいりたい、このように考えているところであります。

あとの案件につきましては、教育長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、1点目でございますけれども、幼保一元化推進計画を、その地域でどうすれば少子化を食い止め、どのような子育てシステムが望まれているのか一から検討し直すべきではないかという御質問でございますけれども、まず少し、経過、経緯を申し上げますと、幼保一元化の計画策定ですけれども、市長部局において平成18年に少子化対策本部を設置し、就学前の子どもにとって、教育・保育の環境はどうあるべきかの検討に着手をしております。それぞれ教育・保育の現場の園長先生、あるいは所長、保護者の方との懇談会や教育懇談会などでの地域保護者の方々の意見を踏まえて、学校園所のあり方検討会議で、職員プロジェクトチームで協議・検討を重ね、就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針の素案を平成20年10月に策定をいたしております。その素案について、それぞれ保護者、地域の皆さん、あるいは代表の皆さん等で構成する就学前の子どもに対する教育、保育のあり方に係る懇話会を設置する中で、検討していただき、その意見、提言を踏まえて、平成21年3月に基本方針を決定しておるところでございます。

その基本方針において、少子化により子どもの数の減少、社会状況の変化に伴い、多種・多様化する教育・保育のニーズに対応するために、現行の幼稚園、あるいは保育所という枠組みでは対応できない状況の中から新たな仕組みが必要であるということで幼保一元化を推進していく、そういう方向を出されております。

この方針に基づいて、平成21年8月に幼保一元化推進計画を策定をしております。教育委員会といたしましては、市長からの事務委任協議の中で、平成22年度より幼保一元化推進の所管をしているところであります。現在、それぞれの地域で推進のための保護者や地域の皆さん方との説明会を開催する中で理解を求めておるところでございます。今まで地域の住民の皆さん、あるいは保護者の皆さんへの説明をさせていただいておるところですけれども、大きな方向性として、幼保一元化の必要性については少しずつ御理解いただいているのではないかなというふうに考えております。

しかし、その推進の時期や場所、運営主体など、具体的な方向性についてはさまざまな御意見をいただいております。そのような御意見を整理しながら、方向性を示し理解を求めていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、2点目の社会福祉法人の方針が決まっていない段階でという理事会への市職員の参画、あるいは職員の派遣等がルール違反ではないかというような、そういう御質問でございますけれども、10月12日に開催された理事会は、請願が8月10日に出されておまして、9月20日に議会で不採択という、そういう状況の中で、請願に係る市や地域住民の皆さん方の動きなど、いろいろな状況がこの間ございました。その経過の中で、市が最終的に方向性を示す中で、賛成をするという決意を、決定をいただいたというところでございます。

保護者の方から教育・保育の質の確保に関するいろんな不安な御意見、あるいは幼稚園との連携と申しますか、幼児教育・保育の連携という、そういうような部分の中で、市が社会福祉法人に関する新たな枠組みの具体的な考え方を保護者、あるいは住民の皆さん方にお示しをしたのは、平成23年2月19日の説明会のときでございます。この説明に当たり、事前に理事会に説明をし、理事会と教育委員会と十分共通認識、共有を図りながら、この平成23年2月19日に説明をしてきたという経緯でございますので、ルール違反ということにつきましては当たらないのではないかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） まず、幼保一元化の推進計画についてでありますけれども、幼保一元化推進計画ができる前段として、今言われたように、就学前の教育・保育のあり方の懇話会というのが、平成21年3月3日に提出をされております。それで、その意見提言書が出されておって、それでいろんな幼保一元化についての意見が述べられております。そして、その計画に対して最終的にどういうふうな計画に落ちついたのか、その計画を教育委員会として議論した議事録、あれはあくまで概要、要約筆記でありますから、だから抜けておるのかもしれないけれども、これだけ大切なものを、まず教育委員会として協議事項として上げて承認する、そういう手続が、まずはとってないんじゃないかと思うんですけれども、その点いかがですか。もし、そういう承認手続をとってるというのであれば、私が見た範囲内の議事録には載ってなかったように思うんですけれども、議事録をぜひ提出していただきたい。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほど経過で御説明申し上げましたけれども、幼保一元化推進計画というのは市長部局の所管で、教育委員会、あるいは企画部、それから健康福祉部、こういういろんな部が協議しながら、この幼保一元化推進計画を進めてきておるわけでございます。教育委員会としましては、その幼稚園の部分につきまして協議をしてきた中で、最終的に幼保一元化の推進計画という形で、先ほど申し上げましたように、平成21年8月に策定されたということでございます。それを平成22年度より、市長から事務委任協議の中で、幼保一元化の推進の所管として教育委員会が受け継いだという、そういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 前回も行政改革大綱で、その第1次、第2次も含めて教育委員会の所管に当たることについて協議されましたかということで、協議はしておりませんと。でも、きのうの市長の話では、教育委員会に対して指揮監督権はないからというふうなことで、私は一つの矛盾された答弁やったなというふうに思っておるんですけども、それにしても、今、こども未来課ができてますけども、それ以前の問題として、企画部、福祉部、教育委員会として、あくまで事務局としてかかわって、その成案をなされたにすぎず、それは本来教育委員会としての幼稚園教育のあり方、公立幼稚園のあり方も含めたものになっておるわけですから、そういう点では教育長だけの判断ではなしに、教育委員会として協議をかけて、合議で決めるべきことじゃないんですか。この前も言いましたように、教育地方行政の組織に関する法律の中にも、教育長に委任されてない、委任できない事項というのを前回示しました。その中の重要な事項に該当するんじゃないですか。そういう判断をしなければいけなかったんじゃないですか、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 幼保一元化推進計画の中身につきましては、今、御説明いたしましたとおり、それぞれの所管部で協議する中で、この推進計画はできておるわけでございますけれども、それを受けまして、教育委員会におきましても平成21年2月19日の教育委員会等でいろんな形で、一番最初に出ましたのは、平成20年9月10日の教育委員会での報告でございますけれども、そういう報告事項の中で、この幼保一元化推進計画につきましては、教育委員会の中で報告事項として上げて議論しておるということでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 報告事項として議論したというふうなことと、教育委員会の議事録を見てみますと、議案という形といわゆる協議事項、それでまずは教育長の報告から始まって、それら議案だとか協議事項が終わった後、各担当課長が諸報告ということでやられております。それで、その諸報告の中で、幾ら報告の中で質疑応答したとしても、その計画を認めたということには、教育委員会としてはならないんじゃないですか。ここにも書いてありますけども、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事、また教育委員会の所管に関する学校その他、教育機関の設置及び廃止に関する事。こういうふうな重大なことについては、教育長の判断に一任されてない。ということは、教育委員会事務局にも一任されていないわけですから、あくまで教育委員会で教育委員の皆さんがきちんとした議論をして、この幼保一元化をなすべきかどうか、そういうことをきちっとされてないんじゃないんですかと言ってるんですけど、その議事録ありますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） もう一度申し上げますけれども、幼保一元化計画というのは基本的に、スタートした時点では、市長部局の中でそれぞれの所管部が連携しながら議論をしてきておるわけでございます。そういう中で、先ほど申し上げましたように、平成21年8月にその計画ができ上がったわけです。そういう計画も含めまして、その推進の所管を教育委員会としてやるということで、平成22年度より、この幼保一元化の推進の所管を教育委員会として事務委任事項として受けたということでございますので、そういう中で、教育委員会としてもこれを推進するという、そういう流れで進んでおるということでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 平成21年8月に、幼保一元化推進計画が策定されたとおっしゃいましたけれども、その議事録を見る範囲内では、その平成21年9月30日に幼保一元化推進計画の素案が教育委員会に示されております。これは資料要求をした中で出てきたものでありますから、通常の会議録の中にはその添付資料まで出てませんから、それまでにも出ておったのかもしれませんが。それにしても、今、検討課題になってる幼保一元化の中で、具体的に公立保育所を廃止しよう、そういうことがきちっとその計画の中には見られるわけですね。そういうこと自体が、教育委員会として教育委員の皆さんで議論されてないということ自体、おかしくないですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 議員にも資料という形でお示ししたと思っておりますけれども、平成21年2月19日の第11回の教育委員会の中で、宍粟市の就学前の子どもに対する教育と保育のあり方についての懇話会について検討されているという、そういうことを含めまして、議題として、報告事項として上がっておりますし、それから平成21年3月18日の第12回の教育委員会についても、この宍粟市における今後の幼稚園教育の方針、これはまさに幼保一元化に係るこの部分でございます。それから、先ほど議員が御指摘いただきました平成21年9月30日の第6回の教育委員会でもお示ししております。それから平成21年11月5日の第7回、それから平成21年12月の第8回、それぞれの教育委員会においても、いろいろこのことについてはお示しをしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私が言っているのは、幼保一元化推進計画を教育委員会として議題として協議されてないでしようと言っているんですよ。あくまで報告事項として、その中で幾つか質疑を受けて、されております。今、教育長が言われた宍粟市における今後の幼児教育の方針、これについてはもう既に幼保一元化という言葉が使われて、今後の幼稚園教育のあり方は幼保一元化を進める中で考えていかなければならないというふうに、もうこの幼児教育の方針というのは、これは教育委員会の議題としてちゃんと上がって議決されております。

ですから、私が言いたいのは、その前段となる幼保一元化推進計画が、なぜ教育委員会として協議事項に上がって議決されてないんですか。そこにはどういう議論があったかということが全然わからないわけですよ。協議事項として議論されましたか、議決されてますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほどから申し上げますように、例えば平成21年3月18日の12回の教育委員会の中で、宍粟市における今後の幼稚園教育の方針という、そういうところで議論しておるわけですが、当然その中に、今、議員が御指摘いただいたような幼保一元化計画の中で、幼保一元化計画の中での幼稚園部分の教育、幼児教育の方針という、そういう部分でございますので、当然そういう中で議論をいたしておるということでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 違うんですよ。議論したとかしてないとかじゃなくて、幼保一元化推進計画という教育委員会の公立幼稚園に重大なかわりを持つ、そうい

う推進計画が教育委員会の議題として、協議事項として上がってきてないのに、それがそのまま進められて、今教育長がおっしゃるように、宍粟市における今後の幼児教育の方針という中にいきなり入ってきて、それが議決されたから幼保一元化を教育委員会として教育委員さんが認めたんだというふうな、そんな理論はおかしいでしょう。それは今言った地方教育行政の法律の趣旨から言ってもおかしいんじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） もう一度、議論を整理したいと思うんですけども、幼保一元化というのは、ゼロ歳から5歳までの幼児教育・保育ということで、どうやっていくかという、そういう部分でございます。そういう一元化の中でこの部分についてはというのが、幼稚園教育の方針ということでございます。当然、一連の中で、この部分はという中で、先ほど議員も御指摘いただいておりますように、その中には当然幼保一元化という部分、今後の幼稚園教育をどういう形でしていこうかという部分も当然議論の中に入っておるといふふうに私は認識しておりますし、そういう議論がされておるといふ、そういう中で、平成22年度より市長から事務委任を受けて、こども未来課でこの推進計画をやっておるといふ、そういうふうに理解をしております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ですからね、これだけ大切な、宍粟市全体の中学校区ごとに決められております幼保一元化推進計画というのが、事実上は教育委員会の教育委員の皆さんで協議して結論を出して、それでゴーサインが出たという内容にはなっていないということなんですよ。

それで、私もきのう岩薮議員が言われた懇話会の内容を見てみました。その中に、いろいろ書いてありますよね。例えば幼保一元化の推進に当たっては、その仕組みの効果は理解できるが、課題も十分熟知した上で推進すべきであります。さらに、関係者の理解が不可欠であり、推進に当たっては、地元等への十分な配慮、説明に努める必要があります。こういうことが当然書いてありますし、公立幼稚園の項目でも、段階的な施策として幼稚園の適正規模化をすることになっているが、段階的に公立保育所も含めて公立の施設の再編を先に図るべきだと。そして最後には、幼保一元化を目指す基本方針に、公立保育所の民営化という言葉が入っているけど、これについては疑義を持つというふうな提言を受けて、その結果、最終的に、その就学前の子どものあり方の計画がどういうふうな結論を得たのか、そういうふうな

ところが教育委員会として議論されているのかどうかもわからない。そういう内容の議事録であります。

それで私、もう一つびっくりしたのは、平成21年9月30日に素案が示されておりました。幼保一元化計画の素案ですね。この素案と実際に出されている今の幼保一元化計画を比べて、私も見てびっくりしたんですけれども、素案の中には施設規模の3というところで、留意事項というのがありました。これは、各中学校区における幼保一元化の規模については、中学校内の子ども的人数や民間保育所と教育・保育環境基盤の現状を検証し決定するものとし、子どもの集団規模の適正規模を基本として、地域の実情等を踏まえながら柔軟な対応をするものとし、推進方策で、結果としてこども園の民間運営が困難である、または相当の期間を要することとなる場合等においては、段階的な取り組みとして幼稚園と公立保育所の再編、幼稚園の再編も含め、子ども集団の適正規模を図りますと。こんな大事な文章が、なぜか最終的な幼保一元化計画にはないんですよ。削除されているんですよ。この文章があって、今言われたような丁寧な対応がされておれば、今回のような事態は招いていないんじゃないですか。だから、なぜこの文章が削除されたかわかりますか。わからないでしょう。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほど申し上げましたように、懇話会等の中で検討していただく中で、その基本方針ができ上がったというふうに申し上げております。そういう中で、懇話会の中でそういう意見が出ておるということにつきましても十分承知しております。そういう中で、議論をする中で最終的に、8月にこの推進計画ができたというふうに認識をしております。あわせて、先ほど申し上げましたように、この幼保一元化の推進計画を、それぞれの地域でお示しをしていく中で、今御指摘いただいたような部分も含めまして、皆さん方と十分協議しながら現在進めておるとい、そういうところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あのね、それやから教育委員会で幼保一元化計画を真剣に協議事項として、議題として議論されてないから、そういうふうなことをお答えになるわけですよ。本当に、今、決めてある中学校区ごとに全体として見た場合、あの計画のまま本当に進むということはある得ないわけですね。例えば、この前も言いましたけれども、民間の保育所の中には宗教法人もあり、有限会社もあります。そういう中では、今、千種町のケースにおいてやると言われております理事会への

理事の派遣であるとか、幼稚園教諭の派遣というのはできないわけですよ。そういうこともできないということも含めて、全体としてそういう計画が立てられておるのに、千種の場合は先ほども言いましたように、まだ理事会として正式に決定もしていない段階で理事会に参加できるとか、幼稚園教諭を派遣できるとか、そういうことを言うておられるわけですよ。そういうことを考えると、幼保一元化計画ができたから、もうそれをやるんだということがもうすべてになっておって、それにとりあえず一番今取り組んでいる千種町の認定こども園を何とか民営化という形でやり遂げたい、それが大きなねらいじゃないんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 誤解のないように。考え方は考え方で結構ですけども、先ほど言われました、理事会で理解も得られてないのに派遣等について進めておるといふ部分につきましては、2点目でお答えさせていただきましたけれども、その部分については十分理事会と、それから教育委員会と共通理解の中で、保護者あるいは地域の皆さん方に平成23年2月19日に説明をしましたという、そういうふうに申し上げておるわけですので、その辺は誤解のないように御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あのね、今回幼保一元化計画全体として、とにかく公立幼稚園の廃止、公立保育所は民間委託を考える、検討する、そういうことで、それがすべての中身なんですね。なぜ、その民間でできるものは民間にというふうな、そんな考え方が出てくるんですか、幼児教育という公的な責任があるものに対して。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、状況を御理解いただけたらありがたいと思っております。最新の数字で少し、一部ですけども申し上げたいと思いますけれども、平成23年12月8日、今、幼稚園のほうの募集をかけておるわけですので、例えばまだ確定の数字ではないわけですけども、千種幼稚園では、4歳児・5歳児ですけども、該当の子どもたちが、4歳児では千種では17人おるわけです。今、幼稚園に申し込んでおられるのが、17人のうちの7名でございます。それから5歳児は18人の該当者の中で、今、7名ということです。今の状況で申し上げますと、35名の該当者の中で、幼稚園としては14名の形で運営をしていくという状況でございます。それから、波賀の場合には4歳児が23人という状況でございます。そういう中で、今、繰り返して申し上げますけれども、12月8日現在でございますけれども、

該当者23名のうち幼稚園には8人の希望が出ております。それから、5歳児は25人該当あるわけですけれども、13人ということで、21人の形で、今の段階ではスタートをするという状況でございます。

就園率といいますか、該当の子どもの数に対して幼稚園に行く子どもの数という、その率でしますと、波賀では現在ではですけれども43.8%、千種では4割という、そういう状況でございます。逆に言いましたら、6割近い子どもたちが違う形での幼児教育・保育を受けるという、そういう状況でございます。

私は、基本的には子どもたちの保育環境、あるいは幼児教育の環境をきちっと整えるということが、先ほど議員が御指摘いただいております少子化対策でもありますし、子どもの教育・保育の充実という部分でもあると考えております。そういう意味では、まず基本的には公立か私立かというそういう部分の前に、どういう教育・保育を宍粟の子どもたちに保障するかという、そういうことがまず前提にあるわけです。そういう中で、地域の実情、宍粟の状況を踏まえて、より保育・教育のニーズに対応できる、そういう形、また適正な集団規模、そういうような観点の中で、民にできるものは民という、そういう時代の状況、保護者のいろんなニーズの中で、今、こういう方向を出しておるといふふうに御理解いただければありがたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 教育長の認識というのは、私にしてみたらすごく甘過ぎると思います。親が幼稚園と保育所を比較してどちらを選んで、今、保育所が多いから保育所のほうがどうやとかいうふうなことじゃないんですよ。

今、少子化の中で、都市部で待機児童が出ているというのは、共働きをしなければ生活をやっていけないために、働くために保育所に預けなければならない子どもたちがふえているから待機児童がふえているんですよ。それは子どもが少ないこちらにおいても、待機児童がないのではなくて、それは幼稚園に預けたくても、幼稚園教育を受けさせたくても働かなければならないから保育所に入れざるを得ない、そういう親もたくさんいるわけですよ。そういうふうな薄っぺらな数字だけを上げて、民間のほうがか、私は民間が悪いとかそんなことは全く思っておりませんが、でも、幼児教育というのは公立が責任を負わなければならないものじゃないんですか。それが何で民なんですか。それをしかも、何で私立の幼稚園をつくってまで認定こども園をつくらうとされるんですか。そのことを怒っておられるんじゃないんですか、千種の方は。

それを公立の幼稚園、ここに文部科学省と厚生労働省の幼保連携推進室が出しておりますQ & Aがありますけれども、公立幼稚園または保育所と、私立の保育所または幼稚園が連携し、幼保連携型の認定を受けることは可能ですか。認定を受けることは可能です。ちゃんと国もしてるんですよ。

それでもう一つ、大分前にも言いましたけれども、施設が離れておっても十分に移動ができる距離であれば、今の現状で、例えば千種幼稚園、杉の子保育園、それを制度の上では一体化して、認定こども園ということもできるわけですよ。

そういうふうに、いろいろな方法が考えられるのに、あなた方は一方的に公立幼稚園を廃止して、杉の子保育園を認定こども園にしようとしている。そこに一番大きな問題があって、そこを私は一から、もう一遍地域の人と、どんな子育てを千種でやっていきましょう。どんな子育てをこの波賀町でやっていましょう。そういうことを一から考えないから今回のような事態が起きてるんですよ。そのことを認識してください。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） もう一度お願いしますけれども、今我々がお示ししております認定こども園というのは、基本的に幼稚園の教育要領にのっとってやるわけですので、幼稚園の教育がなくなるなんていう、そういう認識は、私は少しどうかなという思いがしております。

それからもう一つ、今御指摘いただいた、公立の幼稚園と私立の保育所で一体化できる、確かにそういう部分も文言としてあるわけですが、県の認定こども園の認定基準等に関する条例、いわゆる県が出しております認定こども園の法律に基づいて県が条例を出しておるわけですが、その第4条の7項に、管理運営等に関するということ、そういう文言があります。そういう中で、認定こども園は多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長のもとで、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならないという、そういう項目があるわけです。そういう項目がある中で、公立と私立の保育所が一つになって、一体的な幼保一元化の認定こども園がなかなか、私は現実として運営できないという状況の中でお示しをしておる、そういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あのね、そういうふうな建前論だけじゃなしに、もっと住民の声を真摯に聞くというふうな態度はないんですか。

だから、公立幼稚園にすべての子どもが、四、五歳の子どもが通って、前も言い

ましたけども、幼保連携事業ということで、午後保育が必要な子どもは午後杉の子保育園に行くという方法もあるわけでしょう。それをなぜかたくなに、公立幼稚園をなくして認定こども園をつくろうということばっかしを押しつけようとするんですか。そのことに対して、住民の皆さんは不信感を持っておられるんじゃないんですか。自分たちの言うことを聞いてくれない。

ここにも書いてあるように、モデル的に進めるわけですから、最初は公立幼稚園と連携して行って、そしてその中で、今、教育長がおっしゃったように、民間の幼稚園でもいいな、そういうふうな段階になったら、そういうふうな教育長がおっしゃるような内容になってもいいかもしれません。でも今、住民はそんなこと思っていないわけですよ。そのことをしっかり考えていただきたい。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、お示ししておる部分につきましては、先ほど御説明いたしたところでございますけれども、幼保一元化という部分につきまして、ニーズのこと、あるいは集団規模のこと、いろんな部分を含めまして、先ほど申し上げましたように、必要性については、ある意味では少しずつ御理解いただいております。

先ほど、最後に申し上げましたように、あるいは議員も御指摘いただいておりますように、いろんな御意見は今、場所の問題だとか運営主体の問題でいろいろ御意見をいただいておりますので、この部分につきましても十分整理しながら、どういう形、どういう方向という部分につきましては理解を求めながら進めていくということで、当然そういう中で、いろいろと協議をしていくという、そういうことをございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） しっかり本当に地域住民の声に耳を傾けて、宍粟市で最初のモデルになるわけですから、この一番直近の10月21日でしたか、の議事録を見ても、いろんな意見が出てるじゃないですか。千種で強引なやり方をしたら、後にやるときに影響を及ぼすとか、もっと丁寧に説明をして理解してもらわなければならないとか、そんな意見が具体的に委員の皆さんから出てるじゃないですか。そんなことが出てるにもかかわらず、教育長が方針を変えない、そんなこと、教育長の余にも独善過ぎませんか。答弁はいいですけども、ですから、教育委員会の内部からもそういう意見が出てるんですから、本当にもう一遍、市民や保護者の要望に沿った形がどんなものなのか、そういうところから再検討する必要ないですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 当然幼保一元化につきましては、その方針、方向は方向として今、お示しをしておるわけですが、その手順だとか方法につきましては、皆さん方の意見を聞きながら整理していくということでございます。

教育委員会としましても、いろいろこれについては議論が出るわけですが、何度も申し上げますけれども、最終的に、議論はいろいろするわけです。いろんな立場でいろんな角度から議論はするわけですが、最終的に方向としてはこういう方向でいくということで合議制でやっておるわけですので、議論がいろいろ出てるからどうこうという、そういう部分につきましては当たらないのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その言葉の勝手な言い回しはやめてください。

私、さっき言いましたでしょう。幼保一元化推進計画は議決されとるんですかと。実際、されてないんですよ。にもかかわらず、今、教育委員の皆さんの意見を一部紹介しただけですが、そのときは教育委員会は合議制ですから、一部の人の、それは意見ですみたいなね。そんなばかなことでしたら、教育委員会ってほんとにどんな組織なんですか。

教育長に与えられた権限は権限の中で、法律で決められておるんですよ。その権限よりも教育委員会として合議制でしっかり協議して、議論して、結論出した、そういうことであればわかりますけど、今回そうならないから問題なんですよ。そのあたり教育長、やっぱりもう一度しっかり、釈迦に説法になりますけど、教育委員会というのはどういう組織なんだということをもう一遍しっかり考えていただきたい。教育長に全権委任されてる行政機関じゃないということをしかりと覚えていただきたいと思います。

それともう一つも、2点目も大変大事な問題なんで、残り市長に聞きたいと思えますけれども、総務文教常任委員会の資料の中で、管理職職場研修のまとめというふうなことで資料が出ておりました。その中で、自治基本条例やコンプライアンス条例の理解と認識、こういうものが出ておりますね。その中で、私は大変、ある意味すばらしいなと思ったのは、これまでお上の行政運営から、市民参画、意見を反映し、満足できなくても納得できる行政を目指す。そのためには、意見を真摯に受けとめ検証する中で、できるものとできないものを明確にし、十分な説明を行う。行政の情報は飾ったり隠したりすることなく、そのままをお知らせする姿勢が大切で、そのことにより、相手に納得や協力が得られると認識すること。この2点とい

うのはほんとにすばらしいと思ったんですね。

今回の、今言いました千種の幼保一元化の問題、波賀の学校給食センターの問題、この二つの点からいって、こういうふうな対応というのがほんとにされているんでしょうか。だから、住民はあえて地域の総意として声を上げなければならなかったんじゃないんでしょうか。どう思われますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今までのやり方というものが、今おっしゃるような形になってない。そういうことで、できるだけいろんな意見を吸い上げて、そしてまたそれを検討すると。そういうことが必要であるということから、この4月から自治基本条例を皆さんに議決をいただいて行っているところでもあります。そういうことの中で、まだ、市民の皆さんも、そして職員も、議会の皆さんもまだちょっとなれてないというところもございます。そういうことで、それぞれの課の課長以上について、きちっとやるようにということで研修を行ったのが、その資料だと思います。

そういうことで、今後でもできるだけそういう方向をやっていかなければ、これはならないというふうに思ってます。そのための研修を行った、その資料であります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その行ったという資料やったら意味がないんですよ。

今言ったように、お上の存在から変わっていこうということは、ああいうふうな住民運動があって、あれだけの総意が出てきたわけですから、そのことにとっては十分くみ取って、でも住民の満足な方向は出ないかもしれないけど、でもそれでも住民の満足に近い方向にするためにはどうしたらいいだろうか、それが今度の住民基本条例の立場じゃないんですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） だから今申し上げたように、新しい、これ条例ですから。4月からやってるわけですから。なれてない部分もあると。そういうことで、しっかりやれという研修をこないだやったわけでありまして。それで、違うんですか。方向に持っていくために、ちゃんとやろうということですよ。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だから、こういう、今言ったようなお上の存在になりませんよというふうなことで、市長を筆頭に市の行政機関は動いていきますよということを確認されたわけでしょう。だから、こういうこと、資料というだけでは意味がないですよ。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 確認じゃなしに、やろうということですよ。

だから、そのために、そういうことをきちっとやりなさいという、その資料を今読み上げられたということだけですよ。

だから、やらなきゃいかんということでしょう。

それでわかりましたか。

○14番（岡前治生君） はい。

○市長（田路 勝君） それと、ちょっとね、これは反問権じゃないんだけど、まあ反問権になるかな。一つ。

○議長（岡田初雄君） はい、認めます。どうぞ。

○市長（田路 勝君） 今お話を聞いてると、幼保一元化そのものには反対じゃないけど、方法論とか、あるいはやり方がということととらせていただいてよろしいですか。違ってたらおっしゃってください。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。14番、岡前治生議員。

どうぞ、答弁してください。

○14番（岡前治生君） そう言いましたけど。だから、そう言いました。幼保一元化の、子どもが少なくなっている中で幼保一元化というのは当然必要ですけども、そのやり方が間違っているでしょうと。違う方法があるでしょうと、今、教育長に繰り返し言いましたわね。

○議長（岡田初雄君） 質問を続けてください。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） もう時間ないですけど、市長にね、今回の自治基本条例の制定に当たって、平成21年5月29日に初めて市長が所信表明されましたことの議事録を私、見直しました。その第一は、住民目線の市政を実現する。市民がだれもがさまざまな市政に参加するということで、住民目線ということをしごく大切にするということで、今回市長になられた。そういう意味からも、今言いましたような内容、ぜひ実行していただきたい。その点、どうでしょう。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） だから、そのための一つの方法として、きちっと条例で定めようというので自治基本条例をやったわけですから。それでわかりですか。

○議長（岡田初雄君） 以上で、14番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前10時45分まで休憩といたします。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 9番、藤原でございます。先ほどの議論の余韻がまだ残っているのかなと思うんですけれども、私はできるだけシンプルに、通告しておりますところの大きく3点について、質問をいたしたいと思います。

ここまで同僚議員の質問と重複する部分もありますが、少し視点を変えながら、また、私の思いを入れて質問いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず第1点目ですけれども、今後の林業振興について質問をいたしたいと思います。

平成23年度の市長の施政方針で、林業の活性化を図る上で林業従事者の確保、育成は不可欠であるというようなことで、国の緊急雇用就業機会創出基金事業として新規雇用を希望する林業事業体を募集し、林業労働者の育成支援等を図るとのことでしたが、私はいつも言ってますけれども、林業にはまだまだ雇用の場が残ってるんじゃないかな、あるんじゃないかなと思います。これに対する成果といいますか、申し込みがどれぐらいあったのかということをお聞きしたいと思います。

また、造林補助金の新制度ということで、旧町ごとに森林組合によって説明会が実施されております。これにはいろんな条件といいますか、厳しい条件がありまして、森林経営計画、おおむね1林班といいますか、50ヘクタール程度でこの経営計画を策定して、また間伐等をする場合には5ヘクタール以上をしなければならない。しかもそのうち、10立米／ヘクタールということで、1ヘクタール当たり10立方メートル以上の木材の搬出が必要とのことでございます。これは宍粟市の現状を見ていただいたらわかるんですけれども、生産森林組合であるとか、そういう自治会有林であるとか、そういったところは問題ないかと思うんですけれども、ほとんど5ヘクタール以下という、いわゆる小規模林家にとっては、間伐や枝打ちをしないなどの放置林がふえるのではないかな。より森林は荒廃するのではと危惧をいたすわけでございます。

しかも、本市の環境育林交付要綱は平成23年度限り、しその森整備交付要綱は平成24年度限りで廃止となっております。この件につきましては前回の市長の答弁

で、国・県の動向を見ながら、継続も含め検討するとのことをごさいました。

確かに、私はここまで農業も林業も大変優遇されてきたことは事実であります、農業では食料自給率の確保・改善、あるいはまた林業では森林の持つ公益性等を考えますと、これまでの優遇措置につきましても、一定の理解は得られるのではないかな、このように思うわけです。

さて、今、森林組合等を中心に間伐等の施業もされていますが、民有林のうち46%で、まだ間伐が必要とのことをごさいます。放置林対策など、今後市として、林家に対してどう指導されるのか、答弁を求めたいと思います。

2点目のし尿手数料の見直しについて質問をいたします。

このたび、上下水道料金が改定されました。平成24年1月1日から施行、適用になりますが、し尿手数料も同様に見直しをすべきではと思います。

下水道料金の改正は御案内のとおり、3人世帯で改正前と比較すると、旧山崎町で8%、一宮で34%、波賀で39%、そして千種では52%のアップになっております。住民税非課税世帯については別途助成措置がなされておりますが、このクリーンセンターでのし尿処理、農集、コミプラ、浄化槽汚泥も含め、全体で9,180キロリットル、うち一般し尿処理につきましては1,912キロリットルで、約20.8%をこの一般し尿処理が占めておるわけをごさいます。処理費は全体では7,328万5,000円ですので、大体一般し尿分は、この21.8%を掛けますと1,524万3,000円ということで、1人当たり3,400円ぐらいになると思います。

一方、収集は2,051万3,000円で、1人当たり4,600円、合計で、この収集処理、直接経費で約8,000円かかっております。これに対して使用料は1人4,500円ということで、経費の約半分程度の負担になっております。

一方下水、わかりやすくするため、農集会計でちょっと比較しとんどですけども、平成21年度で8,060人接続で、使用料は1億620万1,000円、1人当たりに直しまして1万3,176円をごさいます。管理費は、いわゆる人件費を除きまして1億3,293万5,000円で、1人当たり1万6,493円かかっていることになります。これはもちろん料金改正前をごさいます。1人当たりの使用料、経費ともくみ取り分と比較すると、大変大きな差があるわけをごさいます。この負担率で割り戻しますと、し尿使用料は6,400円ぐらいになりまして、平均1人当たり1,800円の改定が適正ではないかなと、私はこのように思いますがいかがでしょうか。

3点目の介護保険事業計画についてですが、この介護保険法第117条第1項の規定に基づきまして、3年ごとに介護保険事業計画を策定、見直しをすることになっ

ております。第5期として、今、平成24年度から平成26年度までの事業計画の見直しが行われております。3年前と比較すると、高齢化の進行によりまして、特別養護老人ホーム等の入所待機者は大きくふえていると私は思うわけでございます。その対策については、どう事業計画に反映されるのかにつきましては、昨日の同僚議員等の質問に答弁がございましたが、私は全体的な人口は減っておりますけれども、老人はまだまだふえると思います。特に団塊世代等の関係で、まだ大きくふえていくのではないかなということで、少し増床がならないということは不安に感じますけれども。この答弁によりまして、特養等の社会福祉法人からの増床の要望もないと、また市として増床も考えていないということでは、私は少し残念に思います。

認知で昼夜が逆転したり、あるいはまた徘徊するというような大変な家庭もあるわけでございまして、今のままなら入所できない方は大体サービスで対応しているとのことですが、では入所待ちの465名でしたか、この方は、これ実数ではないんですけれども、延べですけれども、あきがないと入所できないのですが、あきができた場合、待機の入所はだれがどのように判断といいますか、決定されているのか、これを答弁を求めたいと思います。

以上、これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、藤原議員の質問にお答えをいたします。

重点分野雇用創出事業の実施状況であります。年度中途からの公募、雇用期間等種々課題があったわけでございまして、現在のところ雇用予定4名のうち1名の雇用となっている状況でございます。今年度の課題を検証する中で、なるべく早期に公募を行うなど、次年度も引き続き雇用創出と人材育成に向け、取り組んでいきたいと考えております。

次に、放置林対策など林家に対する指導につきましては、森林所有者の森林経営に関する指導、森林の施業、経営の受託等につきましては森林組合の必須ということになっているわけでありまして、森林組合と連携を図りながら、森林計画等の制度について森林所有者に説明会等を開催し、情報提供を行っているところであります。

さらに小規模・分散化した林地を集約化する主体として、意欲と実行力のある森林組合、森林所有者、民間事業体を対象に、みずから森林経営計画を立て、それに即した計画的な森林管理、特に間伐を中心とした木材生産の増大を求めることといたしており、今後も森林組合と連携を図りながら林家の指導に努めてまいりたい

と考えております。

なお、環境対策育林事業及びしその森整備事業への今後の方針につきましては、先ほども御質問の中でありましたように、国・県の補助制度の動向、こういったものを見きわめる中で、継続する方向で検討を進めていきたいと考えております。

次に、介護保険事業の計画についてでございますが、これにつきましては、先日の大上議員の質問と重なる部分があるのかなと思っておりますが、特別養護老人ホームの入所待機者は、市外の申込者も含めると平成23年7月末現在465人となっておりますが、この待機者数につきましては、二つ以上の施設を重複して申し込みをされている人数となっております。

また、市外の施設を利用されている方は、平成23年3月末現在63人おられます。

宍粟市の要介護認定者は平成23年9月末現在では2,379人で、介護保険制度が始まりました平成12年度分の要介護認定者1,169人から約2倍となっております。認知症高齢者や要介護認定者、そして高齢者世帯の増加により、家族介護力は低下をしていく傾向にあります。

第5期宍粟市介護保険事業計画を検討するに当たり、市は高齢者実態意向調査を実施をいたしました。調査の結果は、住みなれた地域や家庭でできる限り過ごしたいということを多くの高齢者が望んでおられました。また、介護サービス利用に係る給付費も年々増加をした状況でございます。給付費の増加は介護保険料の増加につながり、被保険者の負担となってまいります。こうしたことから、適切な介護サービスを供給できるようにするとともに、適正な介護保険料を決定する必要がございます。

このことから、これまでの施設介護中心のサービスから、在宅を主体とした介護サービスへの移行を検討していきます。例えば、中学校区を単位として、介護予防事業の充実、高齢者を支える地域づくりの対策、見守り体制の支援について、現在、宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会で協議をいたしているところでございます。

その他の事項につきましては、副市長、あるいは担当部長からお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） し尿手数料の見直しにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

1月から料金が改正されておりますので、前年の状況からお答えを申し上げたい

と思います。し尿くみ取りは、大体、今現在20リットル当たりで375円のし尿の収集と処理の経費がかかっております。これに対して、今、使用者、手数料を負担していただくのは20リットルが210円でございますので、約、パーセントにしますと56%の負担をいただいております。議員が御指摘いただいております農集排については、約80%をいただいとる状況についてはそのとおりでございます。

この比較につきましてもは人件費が入っておりませんので、またそのほうの議論もいただきたいと思っておりますけれども、数字を見させていただいた中では、議員がおっしゃるとおりの数字になっておるといふふうに考えております。1人当たりということで議員がおっしゃっておりますので、現在使用料を徴収いたしておりますのは20リットル当たりですので、少しこの辺を詳しく御説明をして、議論をいただきたいと思っております。

今現在、議員が試算をいただいております1人当たり1,800円の改定増、これは議員の試算のとおりだと思います。これを20リットル当たり直しますと、し尿収集とし尿処理コストが合計年間3,577万6,000円程度かかってございます。これで量が1,912キロリットルでございますので、割り戻しますと、20リットルに換算して約375円、20リットル当たり375円となっております。これを農排の使用者負担率、御指摘いただきました約80%で掛けますと、20リットル当たり300円となっております。これを300円を現行の20リットル当たり210円と比較しますと、約20リットル当たり90円の改定が必要という試算になるわけでございます。

現在、他市町の状況を見ますと、宍粟市の210円が高いという状況ではないわけでございます。しかしながら、御指摘のとおり、だんだんし尿くみ取り量も減ってまいります。約年間10%ずつ減っておりますので、業者委託のコストも割高になっておる状況もございまして。そういった中で、宍粟市となって合併以来、改定もいたしておりませんので、検討する時期には来ておるといふ認識をしております。ただ、住民負担に直接かかわることでございますので、その辺も考えながら、慎重に検討を始めたいという思いを持っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 介護保険のところの、いわゆる入所待ちの方、あきができたから次々その施設ごとに入所をされると思うんですけれども、その入所についてだれが判断するのかとの質問の答弁がちょっとなかったように思うんですけれども。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 入所待ちの方、延べで465人、市内5施設でいらっ

しゃいます。その入所待ちの方の入所判定の判断は、だれがするのかという御質問だろうと思います。入所判定につきましては、兵庫県で介護老人福祉施設、特別介護老人ホームですけれども、入所コーディネートマニュアル、これを作成しております。内容を少し紹介してみますと、それぞれ入所申込者の状況をいろんな角度から評価します。例えば介護度ですとか、介護度が高いほど点数が高くなるんですけども、介護度であるとか、それから介護の必要性ということで、現在在宅で生活され、在宅サービスを利用されてるわけなんですけれども、その在宅サービスの利用割合とか、そういったいろんな項目を評価します。その評価に基づきまして、それぞれ必要性の度合いであるとか緊急性、そういったものを評価しまして、グループを3グループ分けいたします。この評価につきましては、それぞれの施設におきまして、入所計画委員会、これが設置されておまして、そこで優先度合いを評価いたします。あきができますと、最も必要性、緊急性の高い申込者から順次入所できる、そういった仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、再質問いたします。

一番最初の、雇用の場がまだあるということで、成果申し込みのところでは1名があったということなんですけども、私、いつも申し上げておるんですけども、ないものねだりではなく、今ある資産、資源を最大限に利活用すると、これが一番大事ではないかなと思っております。企業誘致にしてもなかなか難しい中でありますので、今ある豊かな森林の利活用、これが雇用創出につながるのではないかと思うんですけども、この辺について、今後の取り組みはどうされるのかということと、これは林業事業体の入札登録とか、あるいは素材生産事業者の登録件数というんですか、これ、ことしの市の4月号の広報に出ていたもんですけども、現実にはこのそういう事業体、要するに間伐とか素材の生産とか、あるいはまたそんないろんな施業をされている業者さんというんですか、個人の方も、一人親方の方も思うんですけども、その方がどれぐらいあるのかなと、この2点について、よろしく答弁をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、2点の御質問にお答えしたいと思います。

御案内のとおり、森林を使った雇用の場の確保ということは、市としても近々の課題というふうに考えております。御質問の中にありましたように、今、伐期が

46%ということでございます。伐期を過ぎている材、すなわち13齡級以上のものについても48%というて、ほとんどが伐期を過ぎ、また適齡期を迎えているという状況の中で、今回示されてますように、やはり森林経営計画の中で、それぞれ今計画に入っていない部分も入れる中で、何とか安定的な団地を形成する中で参加をしていただきたいということも考えてますので、今回御質問の中にあります経営計画の促進ということについて、今、森林組合等とも進めておりますが、市独自としてもふれあいミーティングですとか生産森林組合の総会等でも今十分行っているところでございます。

それと、御質問の中にもありましたように、小さい所有者、分散化した林地の集約の部分につきましても、やはり先ほど市長の答弁にもありましたように、市の独自の事業でありますしその森整備事業の中で、やはり前提としては森林経営計画を樹立される人とされない人の一定区分は必要かと思えますけど、制度の内容については十分検討していきたいというふうに考えてます。

それから2点目の森林事業者共同体の御質問でございます。

要件といたしましては、前年度、市内で搬出量が250立米以上の材を取り扱った個人なり森林事業者ということ、現在16社の登録がございまして、2年に一度の登録ということで、今、平成23年度に登録いたしましたので、平成24年度はそのまま更新の年になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 私は事業者、事業者が何社ぐらいあるのかな、一人親方も入れて何人ぐらいということになるのかもしれないけれども、あるのかなということ聞いたわけなんですけども、これ、森林組合が経営計画、そしてまた区域なんかも設定してやるということでございまして、私、それだけやったらなかなか、これだけの広大な面積が前へ進まんのじゃないかなと。今、特に林業不振ということもそこにはあるんですけども。もしその策定計画、1林班50ヘクタールというような、そういう計画をする場合でも、個人の場合やったらなかなか個人情報との絡みがあったりして、あるいは事務的な、能力不足というたらいけんのんですけども、こういう時代ですからほっとけというようなことになってしまっていて、結果として放置林がふえると、こうなるんじゃないかなと思って、一番それを心配しておるわけでございます。

そしてまた、もう一方では兵庫木材供給センターですか、あそこもマックスでは

十二、三万立米の材を取り扱うということになっておりますけども、今の宍粟市の素材生産量というのは、答弁によりますと6万立米ぐらいと聞いております。あとの、マックスまだそないに兵庫木材供給センターは材を生産しておりませんのであれですけども、マックスになりますと、要するに半分程度しかない。ですから、その状況で言いますと、岡山やら、あるいは鳥取のほうから輸入と申しますか、材が入ってるということでございます。それを地産地消やないけども、何とか宍粟市で賄えるようにしたらどうか。それでは今ある事業者で、それで十分対応できるかどうか、あるいはその材ができんのは、例えば事業者が少なかったら事業をする人がないんで間に合わんのじゃ、あるいは材が悪いから県外から入ってきよんじやと。あるいは山林所有者の協力がなからもう仕方がないんだと。そういう、どんな原因があるんか。その分析と申しますか、そういった点についても答弁を求めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 今、伐期を過ぎた森林の面積については答弁させていただいておりますが、今、安定的に供給ができない一つの要因といたしましては、やはりそれぞれの団地の集積が十分できていないと。低コスト団地なり、それから速やかな、それぞれ具体的に申し上げましたら搬出間伐を行う場合の林道なり作業道等々の整備が十分できていないというところにあるかというふうに私は思っています。

今回の森林法の改正の中でも、やはり森林所有者の責務と、もう一つ広域的機能の保全ということが柱の中で、具体を見てみましたら、先ほど御指摘がありましたように、他人の土地についても森林所有者が不明、そういうような場合でございますが、一定使用権の設定が可能になるとか、それから集約を前提として、森林所有者のほか、委任を受けてる場合、長期的やとか継続的に経営計画を森林組合を中心に行うというように、森林所有者なりの責務ということも明記をされております。今後は、最重点としてやはり団地化の形成ということに取り組んでいって、安定的な低コスト団地をつくっていききたいというのが基本的な考え方でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 団地化団地化ということで、30ヘクタールとかなんかいうことがあるんですけども、それはそれでわかるんですけども、なかなか、前も言いましたけれども、小規模な林家には、その内容と申しますか、十分徹底されていない

ように思うんで、これは森林組合との連携も当然出てくるかもしれませんが、十分市としても積極的なかわりというんですか、協力体制というんですか、指導体制というんが私は必要であろうと思います。

これはちょっと余談ですけども、私どもの会派の伊藤議員からもありましたけれども、今ほんまに生態系が大きく変わっているというんですか、悪くなっているように思うわけなんです。森林インストラクターの、波賀町に幸福さんという方がいらっしゃるんですけども、その方が、ほんまにえらいことになりよと。虫がおらんさかいに小鳥もおらん、あるいは魚も。私らイダというんですけど、ウグイというんですか、これもほんまに、引原川なんかほとんどおらん、見んようになったなというようなことで同僚議員が言われましたけれども、安楽死じゃなしに、本当にこの環境問題、防災面から見ても、森林の重要性というのは特に必要であろうと思いますので。

この宍粟市は90%という広大な森林面積を占めております。冒頭に言いましたように、この今ある資産、資源を最大限利用して、同時に森林組合、あるいは民間の林業事業体との連携をしながら、しっかりとしたリーダーシップを市にとっていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思います。

それから、次にし尿の関係ですけども、先ほど副市長のほうから答弁がありました。私も大体80円ぐらいのアップかな、210円が290円ぐらいになるんかなということで、これ、合うたといいますか、その認識でございました。私は別にこの値上げには、賛成では余りないんですけども、しかし上下水道料金の改定ということが、いわゆる旧町間の公平性というようなことでございます。今、冒頭にも言いましたように、かなりの額で上がっておるわけでございます。多額の投資をした下水道、それは当然それによって快適なサービスを受けているから、負担は当然私は要と思うんですけども、しかし、このし尿の問題、例えば100%接続されていたら、この処理、あるいは収集は要らんわけでございますので、ある意味ではそれは市は二重に経費を負担しているんかな、こういう思いがあるわけでございます。

ですから、接続していない人にも、この快適なというんか、衛生的なサービスを供給というんですか、供与できるように、要するにそういうことを進めていく、接続を進めていくということも、市の私は大きな責任であると思うわけでございます。

同時に、どうしても接続ができない、できないような特殊なというか、特別な事情がある家庭といいますか、世帯につきましては、それはその増収になった分で補助制度をつくるとか、そういうことできっちりこれは対応してもうたらな、このよ

うに思うわけなのでございます。これもお願いになるんですけども、よろしく願いいたします。

それから3点目の介護保険ですけども、先ほど介護度とか、あるいは必要性とか、いろんな評価をして、緊急度の高いところから、要するに申し込みの順番じゃなしに、高いところから入れると、それはわかったんですけども、その入所、計画委員会やったんですか、入所判定委員会、その委員会の中で、個々に法人ごとに判断されると今聞いたんですけども、この中には市の関与というんですか、その委員というんですか、そういうアドバイザーというんですか、助言者的なもので市が関与するすき間というんですが、それがあのかないのか。今は契約ということで、措置制度からこの介護保険も契約になりました。その時点で法人と個人との契約ということになるんですけど、なかなかその中へ市というんが指導というんですか、関与することが難しいとは思うんですけども、その判定委員会には、今言いましたように、そういうことは市は全然ノータッチというんですか、の状況なんでしょうかね、お尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 先ほど申し上げました入所計画委員会、これは施設のほうで設置するわけなんですけれども、この計画委員会、構成員なんですけれども、当該施設の施設長、また医師、生活相談員、看護職員等からなっております。この委員会に関しましては、市は関与できないことになっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） わかりました。

介護保険にも、いつも思うんですけども、世代間の公平性から、あるいはまた高福祉高負担というんですか、その辺の課題も解決していかなければならないとは思うんですけども、今、国のほうでも地方分権であるとか地方主権であるとかいうようなことで、いろいろ地域の特異性というのを重視するというような状況であります。この本市も間もなくといいますか、追っつけ30%という超々高齢化社会が到来すると、私はこのように思っておりますので、今後、入所待ちというのが少しでも解消されますように、市当局の御協力をよろしくお願いしたいと思います。あと答弁よろしいです。これで質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 答弁はよろしいですか。

以上で、9番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

続いて、13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。一般質問を行います。

まず最初に、住宅建設資金等貸付金の未返済額、約1億5,000万円の実態と今後の対応について質問いたします。

住宅建設資金、住宅改修資金、宅地取得資金、生業資金の未返済額が合計約1億5,000万円となっております。借り受け人が死亡している場合など、その相続はどうなっているのか、連帯保証人にはどのように対応しているのか。実態の把握状況と今後の対応をお尋ねいたします。

続きまして、2番目に、外出支援サービスの運行範囲の拡大、市外・買い物・文化会館を可能にについて、質問いたします。

外出支援サービスは、現在、市内のみしか利用できません。市外に通院されている方や急病で市外の病院に行かれる場合、タクシーを利用すれば多大な費用がかかり困っておられます。市外も利用できるようにするべきではないですか。

また、現在、買い物に利用することができません。買い物に行けなくて困っておられる方が多いので、買い物にも利用できるようにするべきではないでしょうか。

また、文化会館に行くのに現在は利用できませんが、行けるようにするべきではないですか。なぜ行けないのか疑問です。

続きまして、水道料金等助成制度の周知徹底をについて質問をいたします。

水道料金助成対象世帯数、約1,798世帯となっておりますが、平成23年11月の時点で申請を行っている世帯は443世帯となっております。昨日の議員の質問の御回答では、12月5日の時点での申請受付は689世帯ということでありましたが、いまだ助成対象世帯の38.3%にすぎません。平成24年1月の利用分から助成を受けるためには平成23年12月15日、きょうですけれども、きょうまでに申請を出さなければならぬことになっております。今後どのように周知徹底を図っていかれるのか、助成対象世帯数を把握されているのなら、その全世帯に通知をできるような方向で考えていくべきではないでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 山下議員の住宅建設資金等の貸付金の実態と今後の対応について、お答えいたします。

住宅建設資金等貸付金の未返済額につきましては、議員の御指摘のとおりでござい

ます。現在、債務者及び連帯保証人が死亡されているケースもございます。死亡された場合、相続放棄以外は債務が相続人に引き継がれることとなります。死亡された場合は、相続人に返済を依頼しております。債務者の実態調査をしていく中で、生活に困窮されておられるという方もいらっしゃいます。分納等、生活に支障のない程度で払っていただくよう努めてまいっております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 外出支援サービスの運行範囲を拡大できないかということについて、お答えをいたします。

高齢者等の移動を支援するサービスは、多くの自治体が行っています。宍粟市では、自宅と医療機関等の間の移動支援を主な目的として、現在行っております。買い物や市外の拡充につきましては必要性を否定するものではありませんが、限られた予算での実施となると、その目的を限定せざるを得ない状況であることを御理解いただきたいと思います。

なお、高齢化が進む中、制度の見直しも行いながら、持続可能な施策として取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 水道料金等助成制度の周知の徹底をという御質問にお答えいたします。

水道料金の助成制度の申請状況の御質問に関しましては、西本議員に答弁しましたように、12月5日現在では689世帯の申請受付であります。その区分別には、答弁しましたように、その世帯の申請受付となっております。該当する世帯につきましては、平成23年12月15日までに申請用紙を提出いただきますと、内容を審査し、認定されますと平成24年1月利用分から助成となります。申請は随時受付しております。認定の次の月から適用となります。

次に、今後の周知徹底につきましては、宍粟市のホームページ等で助成制度の公開や、しーたん通信、それから広報12月号、1月号でもお知らせをし、また、福祉施策の担当部署からもお知らせするところであります。

さらには、申請状況によりましてお知らせを継続しまして、周知を図っていきたいと考えております。

次に、助成対象世帯への通知であります。料金が高くなったから助成するので

はなく、適切な料金を負担してもらう中で、経済的な観点から負担が困難な世帯に対して支援することにしております。また、対象世帯の数は変動しておりますので把握は難しいと考えて、助成金は本人の申請に基づいて行うことしております。

個別の周知はできませんが、全体的な周知も含めまして各自治会長さんや各民生委員児童委員さん等を通じまして、負担の困難な世帯に対しまして、申請していただくようお知らせをしたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それではまず最初に、住宅建設資金と貸付金について、再質問をさせていただきます。

住宅建設資金等貸付金とは、同和地区におきます個人の持ち家対策として、住宅の新築、改修、または宅地の取得を行う者に対して国及び県が必要な助成を行い、町が長期かつ低利の条件で融資を行ってきたものであり、また、生業資金貸付金とは、同和企業振興資金融資制度の対象とならない零細事業者を対象に生業を営むための資金を町が貸し付けた場合に、県がその町に対して必要とした経費の2分の1を貸し付ける制度であったと理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） はい。そのとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この住宅建設資金等貸付事業などのもとなりました法律は、昭和44年から昭和57年にかけて、この13年間施行されました同和対策事業特別措置法、また昭和57年から62年にかけて施行されました、これは5年間ですが、地域改善対策特別措置法、また、昭和62年から平成14年にかけて、これは15年間ですが、施行されました地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律であると理解しておりますが、これでよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） そのとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど申し上げました法律の中の、昭和62年から平成14年にかけて施行されました地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、同和問題解決のための最終の特別法と言われており、この法律が平成14

年3月末日をもって失効し、同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は終了し、今後はこれまで特別対策の対象とされた地域においても、ほかの地域と同様に、必要とされる施策を適宜適切に実施していくことになったと理解しておりますが、これでよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 申しわけありません。その件についてはちょっと承知しておりません。調べまして、また後日委員会等で報告させていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 兵庫県が発行しております兵庫の同和対策特別措置法下の取り組みにおきましてもそのように記入してありますので、しっかりと勉強してしっかりと答弁してもらいたいと思います。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） しっかりと勉強いたします。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 最終の特別法が失効してから10年が経過しようとしております。先日の平成22年度の決算特別委員会で、市民生活部から出てきた資料であります平成22年度住宅建設資金等貸付金償還状況表によりますと、住宅建設資金、住宅改修資金、宅地取得資金、生業資金の合計1億4,648万9,885円が貸し出しされたまま、返済をされておられません。これらは旧町の時代の合計となっているようですが、旧町別に、それぞれ幾ら未返済額があるのか、教えてください。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） この場に旧町別の滞納額、資料を持ち合わせしておりません。また、これも後日の委員会で報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） これらの未返済金の収納等整理事務の取扱要綱というのが宍粟市にあるのですがけれども、これは合併前の山崎町の条例や規則の規定に基づいて必要な事項を定めてあります。旧山崎町以外にこのような条例や規則はあったかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） それも含めて、ちょっと勉強させていただきたいと

思います。旧山崎町時代にそういった条例等、規則等があったのかどうか、ちょっと勉強させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） もしないようでしたら、なぜなかったのかということもはっきりとさせていただきたいと思います。

この決算特別委員会に出された平成22年度の資料によりますと、住宅建設資金の未返済額が1億2,086万2,109円で、対象者が61名なので、1人当たり約198万円の未返済額というふうになっております。

また、住宅改修資金の未返済額は1,890万2,150円で、対象者が22名なので1人当たりが約86万円の未返済額となっております。また、宅地取得資金の未返済額は150万3,730円で、対象者が2名なので1人当たり約75万円の未返済額となっております。また、生業資金の未返済額は522万1,896円で、対象者が16名なので、1人当たり約33万円の未返済額というふうになっておりますが、それぞれ何年の貸し出しで、貸付限度額は幾ら以内で、返済期限は何年以内で、貸付金利は年何%だったのかを教えてください。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） まことに申しわけございません。個々の貸付状況、この場で資料がございませんので御報告申し上げるところではございませんが、全体としましては、先ほど議員が言われました昭和44年から平成にかけてのこの制度ではございますが、宍粟市におきましては、昭和47年ぐらいからが貸付状況でございます。先ほども言いましたように、ちょっとここに個々の貸付状況の資料がございませんので、申しわけありませんが、また後日委員会等で報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ただ、個々の情動的なものについては除かせていただくかもしれませんが、全般的な御報告できる範囲でさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 昭和47年ぐらいの貸付状況ということなんですけれども、そうしましたら、それは同和对策事業特別措置法時代の貸し付けというふうにとらえたらいいんですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 先ほども議員さんが言われましたように、昭和44年

からのこの制度、同対法、地域改善に引き継がれた事業でございます。宍粟市の場合、個々によりますけども、昭和47年度前後ぐらい、以降ぐらいが貸付状況から言えば多いのかなというふうに思います。個々の貸付状況、ここにありませんので何とも言えませんが、全般的に言えますのは、昭和47年度以降ぐらい、昭和いっぱいぐらい貸付があったのかなというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） これ、兵庫県の資料なんですけども、大体昭和47年ぐらいの貸付条件といたしましては、住宅新築資金が限度額500万円、償還期間が25年以内、貸付利率が年2%、それから住宅改修資金の場合は貸付限度額が250万円、それから償還期間が15年以内、それから貸付利率が年2%、それから宅地取得資金が貸付限度額が300万円、償還期間が25年以内、貸付利率が3%というふうになっているんですけども、これでいいんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 済みません。先ほども言いましたように、少し勉強不足のところもございますので、後日委員会でまた報告させていただきます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そしたら、この住宅建設資金等貸付金事業の原資は、国庫補助金4分の1と地方債が4分の3で賄われたということですけども、この地方債の元利償還金は、総額元金が幾らで、利息が幾らだったのか教えてください。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

ただいまの山下由美議員の質問であります。事細かいことでございますので、後日委員会でもってそれぞれ報告なりさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○13番（山下由美君） ちょっと大きなことで。

○議長（岡田初雄君） それじゃあ大きなことで。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それじゃあ大きなことで一つお聞きしたいんですけども、

公債費としてこのお金は一般財源から返還されていたと思うんですけども、既に返済は終了しているんですか。いつどのような形で返済されたのか。終了しているのか、どのような形で。もし終了してたら、どのような形で返済されたのか教えてください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 住宅建設、改修、宅地、生業資金、それぞれ起債の関係は建設資金が12年、改修資金が10年、生業資金が5年という記憶をしております。したがって、全額現在は償還済みでございます、残高はございません。その償還経費につきましては、当然、先ほど細かいことわかりませんが、25年とか15年とかで、個人から返済をいただきました原資と、当然不足が生じる分につきましては、タイムラグの分は一般財源で返還をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、今度は住宅建設資金等貸付金の未返済額が約1億5,000万円ありますが、これの対応について、市長にお尋ねしたいと思います。

兵庫県が平成15年3月に発行しております「兵庫の同和対策－特別措置法下の取り組み」と、この本ですけど、この中でもこの貸付金につきましては、「この貸付金の返済について多額の滞納が生じ、市町の財政圧迫の要因の一つとなった。そこで県は悪質な滞納者に対しては法的措置を講ずるよう、その手続等を研究するなど、その回収・保全について、市町を指導した。またこの事業は返済期間が長く、借り受け人や保証人の相続問題とも関連するため、時効との関係もあって放置できない問題となった」というふうに、この本の中でも指摘されております。

また、宍粟市の住宅建設資金等貸付償還金収納等整理事務取扱要綱の中にもさまざまな、どのようにしていったらいいかというふうに記載されているんですけども、まず最初に、債務者が死亡した場合の債務の相続という項目があるのですが、これは要綱どおり債務の相続が行われているのかどうか、市長にお尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 実際の実務でございますので、担当課よりお答えをいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 先ほど答弁させていただきましたように、相続放棄以外は相続人に引き継がれるということがございますので、実態調査する中で、死亡された方、また相続人の方の存在等、今確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） また、この連帯保証人に対する催告という項目もありますけれども、この催告どおりに行われているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 当然債務者が亡くなられた場合につきましては、連帯保証人の方に債務を負っていただくということでございますので、同じような考え方をっております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この要綱の中には時効の中断という項目もあるんですけども、この規定のように、期限到来の未納償還金の確認書というのを提出させて時効の中断が図られているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 今は時効の中断はございません。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 今は時効の中断はございませんというのが、私にはどういう意味かわからないので、もう少しわかりやすく説明、お願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 済みません、少し私のほうの勘違いがございまして、今、時効の中断をしているというところでございます。訂正させていただきます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） あと法的措置という項目もありまして、それで納付指導等を実施するに当たり、債務者及び連帯保証人から何らの連絡のない者について、民法及び民事訴訟法等関係法令に基づき、督促手続、訴訟、調停、即決和解等の措置を講ずるものというふうにあるんですけども、こういうふうな要綱もある中で、私は市長にお尋ねしたいんですけども、こういった滞納をすべて解消していくとい

う意志があらわれるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては法に基づいたものでありますが、個人資産という形でそうした制度にのっとったものであります。したがって、どのような実態なのかということをも具体的に突きとめながら法的措置も考えなければならないというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは続きまして、外出支援サービスの運行範囲の拡大、これにつきまして、再質問させていただきたいと思っております。

宍粟市の外出支援サービス実施要綱の事業内容には、介護予防のために外出支援が必要と認められる区域の送迎というふうには書いてあるんですけども、文化会館で文化を享受するということは介護予防につながると思うのですが、文化会館も運行範囲に入れるべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） ただいまの御質問、多分第3条の第4号のことではないかなと思います。介護予防のための外出支援ということなんですけれども、これにつきましては、市であるとか、また事業者が実施します介護予防、現在防災センター等で実施しております介護予防事業が該当すると思っております。そういった意味からも、行き先に防災センターが入っていると認識しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 文化会館でよりよい文化を享受していくということも介護予防につながると思うので、文化会館を入れてないのがなぜか私は不思議なんですけども、その辺、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） そういった点につきましても、最初にお答えしましたように、今後、制度の見直しも行う中で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 同じく、この外出支援サービス要綱の中に、特別な理由により市長が必要であると認めた場合は市外も運行範囲と認められるという項目があるんですけども、このような実例はあるのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 御質問の内容で、市外も認めるというような、ちょっと私も今。ということで、御質問の件につきましては、現在該当になったという記憶はありません。こういった問い合わせもなかったように記憶しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そしたら、今現在買い物に行きたいけれども行けないというおひとり暮らしのお年寄りがたくさんおられます。宍粟市として、このことに対してどのように対応していくつもりなのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） なかなか買い物に出かけることが難しいというような家庭も、特に北部のほうではかなりあるわけでありまして。今、そうしたことにも配慮をしながら、いわゆる冷蔵庫、あるいは冷凍庫のついた、そういったことで事業をやられる方も幾つかあるわけですが、そうしたことに対しての買い物でありますとか、いろんな形での支援というものは既に御存じのことだろうと思いますが、そういった形での支援を行っているところであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほどおっしゃられたのは、業者がその地域に販売に行くということを市長はおっしゃられたんですか。

○議長（岡田初雄君） もう少し山下議員、大きな声でお願いします。ちょっとわからない。

○13番（山下由美君） 先ほど市長が言われたことは、例えば買い物に行けないお年寄りのために八百屋さんが車に食料品を積んで販売に行く、そういうようなことをしておられるから、公的な買い物に行くための支援サービスは必要ないというふうに言われたわけですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 必要がないというようなとらえ方でなしに、市としては今、こういった移動サービス車といいますか、移動販売車といいますか、そういったことで、なかなか買い物に出られない地域へもそういったことを参入していただいたり、あるいは現在やっている人が車を買いたいなど、そういったときにそうしたことに支援をしておるということでもあります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 実際にそういった車の販売がない地域においても、買い物に行けなくて困る、外出支援サービスでちょっと買い物に行けたら何とかなるのかなという方は実際にたくさんおられるんです。そのことに対しては、市長はどのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そういった必要性も否定はいたしません。しかし、先ほど部長が答えましたように、今、外出支援とかいろんなこと、物すごい金額の上でふえてきております。やっぱりあくまである一定のサービスがずっと続けられるということが大事なことでありますので、突出してやって、後でまた福祉の行き過ぎというように削っていくというよりも、むしろやっぱり持続して続けていくことのほうが大事だろうと、そんなことも思いますので、その点はひとつ御理解をいただいたらと思います。

そしてまた、こうしたことについて、新しい形で何かできないのかなというようなことも思うわけですが、やっぱり地域の助け合いとかそういったことも、中にはこういうことは必要ではないかなと、こんなことも思うところでもあります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 今本当に、宍粟市では外出支援サービスが福祉施策の中では一番喜ばれているんじゃないかなと。それでまた、財政的な支出もどんどんふえてきております。そんな中で、本当に必要としておられる方が納得がいくようなサービスというのを、先ほど市長ももう一度考えてみるというふうなことをおっしゃられてましたけれども、もう一度考える必要があると思います。本当にそういった市民の意見を聞きながら考えていくべきだと私も思ってますので、その点はよろしくお願いいたします。もう一遍答えていただけたらうれしいです。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今言ったのは、議員がおっしゃってるようなことを考えてみるということじゃなしに、何かそういったことに対して新しい何かができないかなと。今言いましたように、地域でそういう取り組みとかができないのかな、そんなこともやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

かつて、たしか買い物とかこういった外出の関係については、私の記憶ではJAがそういったことをやってたのかなという記憶がございます。これはボランティアで何人かが登録されて、そういうこともやってきた記憶があるんですが、あれがなぜやめられたのかな、法律的な問題なのかなと、そんなことも思ってるんですが、

そういう新しい助け合いシステムというものも構築していかないと。議員も既に御承知の、外出支援だけでもかなりの金額になってきておりますので、その点もひとつ十分お考えをいただきながら、何か新しいことを、いいアイデアがあったら一緒に考えていきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 確かにその外出支援サービスしか、今、福祉的なサービスがなく、公共交通で買い物に行くというふうになってきたら本当は一番いいんやと思いますけれども、今もうそういったことも充実してないんで、ほんとに買い物に行けなくて困ってる方が多くおられるので、その辺は早急に考えていく必要があると私は思います。

続きまして、水道料金助成制度の周知徹底をについて再質問をしていきたいと思えます。

この産業建設常任委員会に出されました水道料金等助成制度の受付状況についてというこの資料によりますと、助成対象世帯数、約1,798世帯というふうに書いております。きのうの議員の御回答では、この助成対象世帯数がかめないというふうなことを言われましたけれども、この約1,798世帯という対象世帯はどのようにして出されたものなのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 間もなく正午になりますが、このまま会議を続けます。答弁を求めます。

水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） この助成制度の関係で、対象世帯、それぞれ項目が4項目あると思います。その中で、一体ほんならどれぐらいの世帯数と金額になるかというところで試算をしております。しかし、この試算をする中で、なかなか世帯数を把握することができません。しかし、ある程度やはり予算を置くには、金額等をじき出すために概算で出した数字が、この約1,800世帯であります。確実なものではありませんので、把握が困難なことにしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） きょう質問された議員の中でも、住民税の非課税世帯もつかめないという話でしたけれども、介護保険料の算定基準の算定をするためには、その住民税非課税とかいうようなことを基準に幾ら幾らというふうになってますので、市のほうではつかめているんじゃないかなというふうにも思います。その辺は

どうなんですか。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 例えば、私とこが該当する項目で住民税が非課税の世帯、その中でも65歳以上とか、それから70歳以上とか、それから身障者、それぞれ5トン未満のひとり暮らしとか、いろいろな項目を挙げております。その中で、該当するところは、やはり非課税の判断は税務課担当課で判断ができます。具体的な条件につきましては、各担当課でしかわからないところがたくさんあります。やはり個人情報やプライバシーのこともありますので、助成対象は申請されて初めて審査、認定するものでありますので、この数字、確定的なものは申請されて初めて確定されますので、申請はしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 申請されて初めて確定ということで、申請はしていただきたいということなんですけれども、でもこういう制度があるで、私とこは多分当てはまるやろうけれども、でもやっぱりいざ申請するに当たっては不安やとかいうような御家庭が結構多いんです。それで、やっぱり市として大方の対象世帯をつかんでおられるんでしたら、市のほうから何らかの方法で直接個人に、こういった制度がありますから申請をしてくださいというふうに通知をするべきじゃないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） この料金改定に当たって、この福祉制度を設けるときに、我々もほんとに制度設計でいろいろ検討いたしました。議員おっしゃいますように、やはり細かく知らせたいという思いは十分持っておりますけれども、やはり個人情報と法の制限のところを超えることはできませんので、全体的には既にあらゆる方法も使いまして周知をさせていただいております。ただ、おっしゃいますような、個人に対するどういいますか、申請喚起については、非常に法的にも個人情報の難しいというところを理解いただきたいと思います。

今後のあらゆる手段を使いまして、全体的な周知と広報については努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この制度は生活に困窮されている方の福祉の施策としての制度でありますので、福祉部のほうがよくつかんでおられると思うんですが、その

福祉部のほうの答弁もお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 福祉部門での制度のお知らせですけれども、福祉のほうでいろいろ高齢者宅等訪問する機会があります。例えば介護認定申請が出ますと調査員が参りますし、また、高齢者実態把握調査員も高齢者宅を訪問しております。そういったときに、こういった水道料金、下水道料金の助成制度がありますというお知らせ、訪問時に行っております。また、高齢者、また障がいのある方、窓口に来られたときにも制度についてのお知らせをするように心がけております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 福祉部のほうでは恐らく対象者がしっかりとつかめると思っていますので、その対象者に対してこういう制度があります、申請を行ってくださいというふうに個人に通知をしていくべきじゃないかと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） ある程度把握はできております。しかしながら、ひとり暮らしの高齢者であるとか、また個々の障がいのある方、非課税世帯であるかどうか、そういった把握は行っておりません。また、仮に何らかの方法で調査し、お知らせするにしても、やはり該当のある方にお知らせすることになり、同じような条件の方でも通知が行かない方や行く方がございます。そういった場合、なぜ行かないのか、あの家はどうして行ったのか、そういったところからも、それこそプライバシーの保護ではないですけれども、通知は差し控えたいなと考えます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そういった通知があった場合、あの家はどうして行かないのかとかいうような問題が大きく起こったことがあるわけですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 問題は起こったことがないように記憶しております。またこれ、新たな制度でして、そういった話が近所で話題になるとか、そういった心配も私のほうとしてはしております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君）　そういう御心配はなさらなくてもいいんじゃないかなと思いますので、やはり個人に通知をしていってもらいたいと、そのように思います。

私はそれからあと、この産業建設常任委員会に出された資料の中で、今現在12月5日時点でこれを申請されてる方が689世帯で、全体の38.3%というふうな結果になってるんですけども、この産業建設常任委員会に出された資料を見てみますと、その下水道使用料と、あと水道料金の助成、合計で平成23年度予算、これは1月、2月、3月分で1,348世帯、約75%分を見込んでるんですけども、今現在まだ38.3%しか申請されてなくて、それでそちらのほうの見込みでは75%の申請を見込んでおられるんですけども、随分とこの申請者数が少ないといえますか、申請されてる方が少ないように思うんですけども、その辺はどういうふうに見られてて、これからどのようにしようとされてるんですか。

○議長（岡田初雄君）　水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君）　この予算を出した時点はまだ大分前でありまして、11月15日現在では申込者が443件で、5日現在が689世帯、きょう13日現在では757世帯となっております。徐々に、1日当たり約20件、10日で約200件ほどふえております。それでこの予算の置き方といたしましては、水道料金につきましては3月分から、まだ12月、1月、2月の関係もあります。それから下水道料金については1月、2月、3月分のこともありますので、十分な予算を置いております。申請の否かによっては足りないというわけにはいきませんので、予算的には十分置かせていただいとるという判断をさせていただいております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君）　13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君）　この申請の受付の締め切りがきょうだったわけですよ。それで13日現在で757世帯と言われましたか。757件。13日現在で申請されてる方が757名と言われましたか、今。はい。ということは、まだ半数にも満たないと思うんです。きょうがとりあえず締め切りで、きょうまでに申請されてない人は、1月分は助成を受けられないというふうなことになってしまうと思うんですけども、やはりもうちょっと広報していかないといけないんじゃないかなと。この対象世帯全部がこの助成を受けられるようにしなければならないんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君）　水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君）　一応目安といたしまして、1月分から適用するならば12

月15日に切符を発送しますので、12月15日ということで一応切らせていただいておりますけれど、それ以降も随時受付をしております。それ以降、受付をいたしますと、次の月から助成対象になりますので、それ以後もどんどん申請受付をしております。該当になれば、即助成対象としておりますので、この世帯分には将来的にはなるんじゃないかと思っております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 今回、この水道料金の助成をしてもらえる人たちというのは本当に生活に困窮されてる方で、一月分の水道料金や下水道料金だけでも、本当にもう少し減らしてもらえたら生活が助かるというぐらいの人たちなんです。それが、まだ半数以下しか申請してないというのはおかしいというふうには思われませんか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 部長からも何回も申し上げておりますように、本当に啓発は我々一生懸命やっております。広報、チラシ、しーたん放送、ホームページ、または自治会長さんへのお願い、また民生児童委員さんにもお願いをしております。大変な状況の方もおられると思いますので、努力をいたしております。今後についても、あらゆる機会を通じてお知らせをして、利用すべき人には利用していただきたいという思いを持っております。

ただ、締め切り日が過ぎておりますので、今後も随時受け付けるということでございます。そういった遡及について、今、私、この手元の資料でどうなってるかわかりませんが、それについても市長と協議をしたいという思いをいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど民生児童委員さんとか、それから自治会長さんにもお知らせをしているというふうに言われたんですけども、その人たちにどんなふうにするようにお知らせしとってのか、お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 自治会長さんと民生児童委員さんにつきましては、市長の指示もございましたので、制度が啓発を始める前にも、事前にできる範囲でお知らせするようにということでしておりますので、文書の内容については担当部長が持っておりますので、もし必要があれば紹介をいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） よろしい。

○13番（山下由美君） はい。

○議長（岡田初雄君） 終わります。はい。

以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時11分休憩

午後 1時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 前もってお礼を申し上げます。午後、私1人ということで、わざわざ時間をとっていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

大きく3点について、質問をいたしたいと思います。

まず1点目、外出支援サービス事業についてをお尋ねいたします。

宍粟市の外出支援サービス事業の認可は、全市を対象に認可を受けていながら、実施に当たっては旧町ごとに地域割に4分割されております。本来、認可どおりに実施されておれば、業者は市内全域で支援事業ができ、支援を受ける人にとっても自由に業者を選択できると思います。1日も早く地域割を廃止し、認可どおり、全市を対象とすべきと思います。ちなみに、地域割は認可条件に違反するのでしょうか。担当部長の答弁を求めます。

2点目、チェック機能の強化についてお尋ねをいたします。

し尿処理券の不正使用事件以来、市長はチェック機能の強化を図り、職員も襟を正して職務に精励させると厳命されました。しかしその後、教育委員会における幼稚園の臨時教諭の採用時において、資格の有無の確認のミス、また平成23年11月28日に举行されました宍粟市立河東小学校校舎等改築工事竣工式典事業概要内容の誤りは、単純なミスでは済まされない、当然上司の決裁を受けていたと思います。決裁の段階で、なぜ確認ができなかったのか。市長の言われておりますチェック機能の強化が活かされておられません。教育長の答弁を求めます。

3点目、人権教育徹底についてをお尋ねします。

共生の社会を目指して、まちづくりと人権に関する意識調査の結果を見て、いかに宍粟市は人権教育、特に同和教育が活かされていないかを痛感をいたしました。20歳代、30歳代に差別意識を持った人が多いということは、学校教育でほとんど人権教育、いわゆる同和教育がなされなかったことを物語っているのではないのでしょうか。私は差別のない宍粟市の実現に向けて何回か一般質問をいたしました。十分やっております、当然お決まりの答弁であったと記憶をいたしております。十分実施しておりますということは、差別意識が少しずつでもなくなっているのではないのでしょうか。意識調査結果からは効果のある同和教育、人権教育ができていないとしか言いようがありません。教育長は、まちづくりと人権問題に関する意識調査結果を踏まえ、今後、同和教育をどう展開しようと思われているのか、お尋ねをいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、人権教育の徹底ということでございますけれども、人権教育の徹底につきましては、特に学校教育におきまして、これまでこの教育につきましては推進しておるところでございますけれども、このたび、宍粟市人権意識調査結果が出てまいりました。その結果を活用し、各学校で研修の機会を持ち、宍粟市の現状を把握するとともに、人権意識の高揚に向けて教育現場での人権教育の実践について取り組んでいっておるところでございます。

具体的には、まず昨年度につきましては、この意識調査結果というのが「あすのまちづくりに向けて」という、この報告書をそれぞれの学校に配布いたしております。それに向けて、教職員の研修に取り組んでいただいております。本年度につきましても、昨年度の研修の継続、そして人権教育の実践力の向上に向けて、それぞれの学校で取り組んでいただいておりますけれども、あわせて保幼小中教職員を対象とした人権の講演会、あるいは研修会等も実施しております。

具体的に、各学校でということの部分につきましては、少し御説明を申し上げたいわけでございますけれども、まず年間計画の見直しを各学校で取り組んでいただいております。あわせて、新たな人権教育の課題の解消に向けて、そしてあわせて同和問題について等考える教材、資料につきましては、小学校、中学校、小中連携の事業の中、あるいは小学校と小学校、小小連携の中でカリキュラムの見直し、あるいは検討等を進めて、人権教育のさらなる充実を図っております。

後、推進状況につきましては、それぞれの学校、中学校区単位でいろいろ検証を進めながら、次の年度につなげていきたいと考えております。

それから、社会教育の部分でございますけれども、平成23年の3月には生推協の正副会長さん方の生涯学習推進協議会の連絡会の中でも、この人権教育の取り組みについてお願いをしておるところでございます。あわせて、現在作成しております社会教育振興計画の中でも、人権学習についての位置づけをしておるところでございます。

それから、あわせて差別をなくそう強調月間、あるいは人権週間等、あるいは元気をもらおう講座、いろんな形で人権教育をまちづくり、地域づくりの中に位置づけながら取り組んでいただくようお願いをしておるところでございます。

それから、チェック機能の強化についてでございますけれども、本当に今般のことにつきましては、教育委員会としても非常に申しわけないことだと思っております。今後、チェック機能の強化、あるいはチェック体制につきましては、再度点検しながら進めていきたいと思っております。

この件につきましては、具体的には部長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 外出支援サービス事業についてお答えしたいと思います。

現在の外出支援事業につきまして、地域割を廃止し、全市域を対象とするべきではないかということですが、この事業につきましては、それぞれ旧町で行っていた移動支援サービス制度を平成19年度より統合いたしました。制度の見直しを検討する中で、事業区域については従前のまま据え置いたものです。事業区域の設定とか、またサービス提供事業者の選定の方法につきましては、事業者の公平性や利用者の利便性を考慮し、検討したいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） ミスの関係であります。特に幼稚園教諭免許未更新の件につきましては、どこでどうミスったのか、一体何が原因なのか等々を検証する中で、保育所、幼稚園、さらに小中学校教諭も含め、今回、教員免許更新制チェック体制マニュアル、これを策定したところであります。それに沿った形で、今後事務処理を徹底したいと、このように考えております。

また、河東小学校における竣工式の関係であります。十分な確認も行わず、関

係者に大変申しわけない思いであります。この2件につきましては、教育委員会における、特に事務推進上の責任ある者としても大変申しわけなく思っておるところであります。改めておわびを申し上げたいと、このように思います。

今後、事務全般にわたりまして、当然のことであるわけではありますが、内容の確認の厳格化やチェック体制のさらなる強化等々を図りながら、再発防止に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） それでは、再質問をいたしたいと思います。

まず、外出支援サービス、今、部長から御答弁いただいた、経緯はわかるんです。しかし、公平性で4分割というふうに私は受けとめたんですが、ちょっと考え方が違うんですわ。私が聞いとんは、あくまで業者の方が山崎町であって、一宮の人がこの業者にどうしても頼みたいんだという場合は絶対頼めんわけなんですわ、地域で4分割されておればね。それと、また逆に、一宮の業者が山崎の業者に頼まれても行けんわけなんですわ。中には親しい人がおるわけなんですよ。宍粟市は淡路の1.1倍と広い区域かわかりませんがね、一つの市の中で、認可は全市1本で受けとんですわね。それをわざわざ4分割した意味は、今言われたんで理解はできるんですけどね、これ私の考えでは、間違いかもわかりませんが、1本にしてもいいんじゃないかと思うんですわ、認可条件が1本になっとんですからね。その辺、副市長、どない思われますか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） これについてもいろいろ協議をしているところでございます。認可条件のどこなんですけども、認可条件はタクシー事業者を外出支援に利用しておりますので、認可はタクシー事業の認可を利用させていただきとうわけなんです、直接外出支援の認可とは少し違うのかなという思いもしております。

木藤議員がおっしゃっております実情も把握をしております。特に、山崎の業者さんについては近場ばかり回っている。遠いところの業者さんについては遠距離を走る。規定がタクシー料金ですので、当然遠く走るほど営業利益になるわけでございます。そういった状況もつかんでおりますし、利用者もまた近い、例えばほとんどが山崎の公立病院か文化会館ですので、そこから利用するんに、やっぱり山崎の業者さんのほうが利用しやすいという声も聞いとるわけでございます。

しかし、どういたしますか、宍粟市全体を1営業エリアにしますと少し営業活動が

激しくなって、営業行為が進んでいる業者がエリアを少し多くとるような状況も考えられますので、その辺の抑止策も考えまして、今現在は進めておりますので、しばらく検討させていただきたいなと思っております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 副市長の説明でよくわかるんですけどね、やはり業者の中にも私の言ったような考え方で、なぜ1本にならんのですかという方、また利用者の方もせっかく気心の知れた業者があるんで、なぜ頼めないんでしょうねという、そういう意見も入っとうわけなんですわ。ただ、タクシーに委託しとるから、エリアという点はよくわかるんです。ですけども、一步踏み込んで、そういう業者なり利用者の希望される方も今後考慮に入れながら、これは宿題としときます。十分検討してください、早急に。それはお願いしときます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 募集のときもよく承知をいたしておりますので、まず利用者を第一に考えて検討したいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 次に、チェック機能の強化でございますが、福元部長には悪かったんですが、十分答弁いただいて、それでいいんですが、私も行政上がりの人間でございます。こういったことはすべて決裁とられとると思うんです。ですから、起案者から担当係長、副課長、部長、教育長まで決裁行っとるんだと思っております、これはどうだったんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 御案内のとおり、それぞれ決裁区分が当然あります。課長専決、あるいは部長専決、教育長までと、これ、るるあるわけでありまして。とりわけ教育委員会は事務が多岐にわたっておりまして、いろんな市民参加の会議、あるいは研修会、さらにまた式典であるとかイベントであるとか、それぞれあります。それぞれ所管において決裁区分を設けておりまして、今回の例につきましても、そういう区分の中ではありますが、先ほど申し上げたとおり、今後十分チェックをしながら、市民の皆さんの負託にこたえていきたい、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 決裁区分があるということは十分知っております。ですから、こういった部類の決裁は多分課長どまりじゃないかというふうに思うわけなんです

が、部長、まことに申しわけないんやけどね、これは私、この資料、当日竣工式に出席して、見て、それで事業概要のどこを見て、あれ、これ立派な校舎も建ち、それから体育館もできたのに、何で1億何ぼで事業ができとるんかいなと思って見とったんです。それで今度、設計業者を見たら、こっちが思ってた設計業者と全然違う。それから建築業者も全然違う。それから体育館の面積も、広い割に若干狭いなど。そういう感じでおりましたら、5分前に訂正の差しかえの資料が来たわけです。ほな、やっぱりこっちが思ったとおり、設計業者も、それから建築業者も、事業費も全然違う。それから面積も、体育館の面積が多少違う。それで後で調べたわけなんですけど、千種南小学校の改築工事、あの事業面積なり、それから設計業者、事業費、建築業者、それがすっぽりそこへ入ったわけです。

これはね、部長、悪いんやけどね、ミスにしては大変な、これ間違いやと思うんですわ。当日は学校、建築委員さんですか、面々出席されております。それから、地区の自治会長さん、それぞれ。そこへ設計業者、建築業者で。内々のことですから、地元の方は、ああ間違うとったんかと言うて、これは済まされると思うんです。ですけど、私が一番感じたのは、設計業者と建築業者に全く申しわけない。自分が設計したら名前がないんです。それから自分が入札で工事をとって、一生懸命、河東地区のために立派な体育館、校舎、建築した自分の会社の名前がない。これはね、この設計業者と建築業者に対して、全く失礼なことやと思うんです。それで言いにくいんですが、部長、この両者の方に謝罪されましたか。この点だけお聞きします。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 今、おっしゃったとおりの事実でありまして、直ちにその両者につきましては謝罪に行かせていただきました。なお、また先ほど決裁区分等々のお話もさせていただいたわけなんですけど、これを教訓にしまして、必ずしも今の決裁区分がいいのかどうか、そういうチェックをする中で、特に大きく2点考えておりまして、課員あるいは職員にも徹底をしております。その1点は、それぞれ事務事業で十分課内、あるいは係内で十分調整したりする中で決裁を上げる、このことが一番大事ななど。課内でしっかり内容を点検していく、その上で決裁を上げていく、これが1点目であります。

それから2点目は、特に記録保存する重要な役割を持つとるという決裁も当然あります。そういう認識を持って決裁に当たるよう、特にこの2点については、このことを教訓にしながら、決裁区分も含めて、今後ないように十分注意していきたいと、このように思います。改めておわびを申し上げたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 福元部長のほうから十分な御答弁をいただいたのでこの件はよろしいですが、この件に関連して、特にきょうの本会議には部長さん、市長を初め、教育長、副市長、出席されております。最前私が冒頭に言いましたように、何ぼ市長がチェック機能を強化しますって太鼓をたたかれても、側の者が市長の意図するところを酌んでしっかりと受けとめんと、こういうことが起きるんですから、各部長さん方も隣の火事ではございません。いつ自分とここでこういうことが起きるかもわかりませんので、以後、気を引き締めて事務に当たっていただきたいと、このことだけ申し上げておきます。

それでは、人権教育に関してはしよって教育長に質問していきたいと思えます。

「共生の社会をめざして」の冊子の冒頭で、市長はあいさつの中で、宍粟市ではすべての差別をなくして、人々が真に人間として尊重される人権文化の息づくまちづくりを目指して、さまざまな取り組みを行っております。しかしながら、地域社会では今なお同和問題を初め、子ども、女性、高齢者、障がいのある人などの人権に関する深刻な問題が存在しております。今回の意識調査はこれまで取り組んできた人間教育や啓発の成果と課題を明らかにした大切な内容になっております。この調査から得られた内容を糧に、今後の人権教育及び啓発の効果的な取り組みに活用していただきたいと言われております。

そこで、教育長にお尋ねします。これですね、私が言いましたこの冊子、この冊子のページごとにはしよって教育長にお尋ねをしたいと思えます。

まず2ページと3ページの中で、自然解消論への認識で、7割近い人が何もするなという意見、多くの若者も同じ考えを持っております。30代と60代が同じ結果であります。宍粟市の差別をなくすための教育や啓発をするなという若者がこれだけ多いということが、これまでの学校教育の結果ではないかと私は思えます。教育長はどのように思われるのか、お尋ねをまずいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 2ページ、3ページ目の自然解消論という、そういう考え方でございますけれども、これにつきましては意識調査の中でこういう結果が出ておるといふ部分につきましては、教育あるいは啓発に課題があるという、そういうふうに認識しておるところでございます。この課題につきましては、いろいろ原因と申しますか、これまでの取り組みを検証するという部分が必要だと思えます。そういう意味では、先ほど申し上げましたように、もう一度この「共生の社会をめざ

して」というこの資料、これも全戸配布されておるわけでございますし、教材等として、それぞれの学校でカリキュラムの中、あるいは人権教育の中に位置づけながら、具体的に取り組んでいかなければならない、そういうふうに認識しております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） それでは重複はするかもわかりませんが、今後の学校での人権教育を、教育長は今までの結果がこういう形であらわれとんやから、今後、これを糧に学校教育で十分やっていきますと言われましたが、学校にもこれがすべて配られてると思うんです。しっかりとこれからこうしますということを、もう一遍言うてください。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほどもお答えした中に申し上げたところですが、具体的にもう一度申し上げますと、この人権教育の推進という部分につきましては、一つは県の方針の中にも、この推進に当たっては同和問題が人権問題の重要な柱であるのとらえつつという、そういう部分もとらえつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等、人権にかかわる課題の解決に向けて、教育の主体性、中立性を堅持しながら総合的に取り組む、そういう方向で宍粟市といたしましても進んでおるところでございます。

もう一度、具体的に申し上げますと、まず、各学校でもう一度人権教育のカリキュラムをつくっておるわけですが、その年間計画、あるいはカリキュラム、あるいは同和問題についてのことを考える教材、資料、そういう部分につきましては、再度新たな人権課題とあわせまして、小中学校でどういう体系的に学ばせるのか、あるいは近隣の小学校と連携しながら、カリキュラムの見直しを図るということが一つでございます。もう一つは、先般も山崎西中学校区で研究発表をさせていただいた中でも御理解いただいておりますけれども、社会科の中、あるいは道徳の中といたしますか、そういう中でどういう形で、全領域でこの教育をどういうように位置づけるかという部分につきましても、今、具体的にそれぞれの学校で検討しておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） わかりました。小学校、中学校、たくさん市内には学校があります。ですから、人権教育の中でも先生によっては思い思いのあれもあるだろうと思いますが、この今、教育長が言われました各学校でカリキュラムを組んで、人権教育、特に同和教育についてはこれから取り組んでいきますと言われました。で、

取り組む前に教育委員会として、そういう先生方の研修はされるんですか。その点。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） ひとつは人権教育の担当者が各学校におりますので、その担当者を集めましての研修会、それから今度、毎年1月に全職員に対して人権教育の実践の具体的な手法、あるいは実践交流みたいな部分も含めまして、講演会等で職員の全体研修、それから各学校で授業交流ということで、例えば小中一環にも重なってくるわけですけれども、小学校の先生が中学校に行きながら、それぞれの中学校区単位で、いわゆる人権教育についての小学校、中学校の連携といたしますか、事業交流、そういうような形で、いろんな形でこの取り組みを行っているところがございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 取り組み方については、教育長、今、言われたとおりでございますので、同じ取り組むとすれば、今後、本当に効果のある取り組みをやりたいと思います。

それから次に、ページ4とページ5の身元調査への認識のところ、若い世代に身元調査は当然だという人がふえていることが問題とされておりますが、結婚しようとする相手の身元を調査することが問題と教育長は思われますか。この点について、どうでしょう。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） どういいますか、この冊子にも書いてありますけれども、人権意識の基本的な問題、結婚の身元調査ということが一つのアンケートの問いにはなっておりますけれども、私は基本的に相手の人権をどういう形で保障するかという、そういうもっとも根本的なところに原因があるのではないかと。そういう意味では、こういうことにこだわるということ自身が人権感覚といえますか、人権意識といえますか、そういう部分に非常に大きな問題があるんじゃないかなと、そういうふうにとらえております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 教育長はそういうふうと思われるかもしれませんが、私はそういうふうにとらないんです。現に差別の中で、若者同士は相思相愛で一緒になるべき。ところが身元調査を親がした結果、相手の女性が同和地区であったことから強い反対に遭って破談になったと。女性の方は自分で自分の命を絶ったという非常に悲しい事象が、ありとあらゆるところであったわけなんですわ。私が言うんは、そ

のことを指しての身元調査と集約しとんです。お間違いのないようにお願いします。

この身元調査は特に、結果は教育長、見られたでしょう。20代、30代が50代、60代とほぼ同数になっとなです。若い世代に身元調査は当然だという人がふえていることは、教育長も御承知のように、親や親戚の気持ちを大切にしていこう、これは宍粟市の教育の言いかえれば結果が出とんやないかということも言われるわけですね。そのことについて、どう思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 当然、みんなに祝福されて結婚するというのは当然のことですけれども、私は一つは、今おっしゃられたような周囲の問題もあろうかと思えますし、本人同士の人権意識といえますか、そういう中で、事例としましては、そういう中で頑張って結婚して幸せになっとなという事例もたくさんあるわけですので、そういう中で子どもたちが、あるいは若者が、将来そういう課題に直面したときに頑張って乗り越えていける、そういう教育、啓発を進めたい、そういうふう考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） くどくは言いません、この問題は命にかかわる非常に大切な問題だと思うんです。ですから、やはり教育の中にもこれをすっぽりはめ込めということは私、申し上げておらんのです。やはり差別意識の解消に向けた、ほんとに学校教育の中で真剣にやっぱり教育していただければ、子どもたちが将来大人になって、そういう差別意識が薄らいでおるはずなんです。それがいまだに、これね、悪いんですけど、この結果は日本一なんですわ、悪いほうのね。ですから、そのことを教育長、よく肝に銘じていただいて、今後の学校指導、特に人権教育について取り組んでいただきたいというふうに申し上げておきます。

次に、6ページ、7ページ、これ私、非常に憤りを感じとんです、この項目の中で。ねたみ意識についてですけどもね、このねたみ意識の強さは異常と言えるほど高いんですわ。市民は市内の被差別地区を見て、何をねたんでいるんとか。とりあえず、教育長はどう思われますか、この点。何をねたんだるんかと。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 具体的に何をねたんでおるかということについては、私がこれということはなかなか答えにくい部分があるかと思えます。ただ、正しく同和問題といえますか、人権問題を認識してないという、そういう状況の中で、こういう意識が出てくるんかなという、そういうふう考えております。そういう意味

では今日的課題も当然あるわけですので、そういういろいろな切り口の中で、この教育について丁寧に取り組んでいかなければいけない、そういう結果ではないかなというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） これ、宍粟市内の例を挙げると、特に地区別に集計してやっておるんですが、その中で、ある旧町が一番ねたみ意識が強いんです。その地区には同和地区が、被差別部落が1集落あるわけなんです。そこは、特に宍粟市は同和対策事業が非常に全国でもおくれる町なんです。その中でも一番おくれる地区なんです。そういう地区の中で、ねたみ意識が若者に非常に多いということは、今、教育長に私がお尋ねした、どう思われますかと言うたのはそこなんですわ。物すごい意識が高いんです。何もしとらんのにねたんだんですわ。ということは、事業以前の問題になっとうわけなんですわ。ということは、教育長、わかりますか、事業以前の問題。事業するごとによくなることをねたんだんです。事業も何にもしてないのにね。そういう事例が宍粟市の中にあるということなんですわ。その辺、教育長、どう思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほども申しあげましたけれども、私は今、この教育につきましては、教育、啓発という部分で課題が残っておるという、そういう認識をいたしております。そういう中で、いろいろな調査結果が出ておるわけでございますけれども、それを一つ一つどういう形で、教育あるいは啓発に、教材あるいは課題として結びつけていけばいいかという、そういうふうに考えておるところです。この教育に対する、手法あるいは切り口等につきましては、やはり状況がいろいろ変わっていく中で、市民の皆さん、あるいは子どもたちに認識といいますか、理解できるような形で教材あるいは啓発をしていくということが非常に大事なところではないかなという。そういう意味では、我々が10年、20年前に、この教育について教育あるいは啓発していった手法と、今、例えばまちづくり、地域づくりを一つの切り口にしてこの教育を考えていく、また先ほど申しあげましたけれども、同和問題を人権課題の重要な柱としてという認識の中で、どういう手法で、どういう教材で、どういう形でアプローチしていくかということは、これからそれぞれの中で考えていかなければいけない、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 順番にお聞きしておりますので、もうあと二つです。時間も

迫っておりますので急ぎます。

次に、ページ 8、9 ページ。差別行為に動く勇氣、これも項目にあります。差別発言があれば、間違っているとだれもが言うとは思いますが、なかなか言わない。差別を目の前にして、何らかの言動をすぐしようとする人が宍粟市では 2 割以下、低いですね。2 割しかおらない。高齢者より反差別の行動をしない若者が多くなっております。何も言わないという若者を間違っていると云う若者に変えていく教育は、教育長、どうされておりますか。この点について、具体的にお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 言葉では動く勇氣というふうに書いてありますけども、私は実践力といいますか、そういう部分が非常に、理解はしておるけれども、知識ではわかっておるけれども、実際に行動ができないという、そういうことが非常にこの数字の中で出てきておるんじゃないかなというふうに思っております。これは同和問題だけではないわけですので、いろんな人権問題があるわけです。その中で気づきと、それをどう実践していくかという、そういう意味では、学校教育の中では、特に知識理解と仲間づくりといいますか、集団の中で個人の人格を支えるというような、そういう表現をするわけですけども、そういう中で、具体的実践力といいますか、それを支える、実践力を支える仲間づくりといいますか、コミュニティーづくりといいますか、集団づくりみたいな部分をあわせて育てないと、わかっておるけれどもなかなか行動として出ないというのがこの結果ではないかなというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 3 番、木藤幹雄議員。

○3 番（木藤幹雄君） 最後に 10 ページ、11 ページ。都市差別について。

同和地区だと知らずに建売住宅を購入したが、そこが同和地区だとわかり不動産業者に文句を言った。この文句を言ったことについて、具体的に教育長しかお聞きしておりませんので、教育長はどう思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） どうといいますか、これは当然理不尽なことでありますし、おかしいというふうに思うわけですけども、そういう偏見といいますか、意識がこういう形で出ておるといふ、そういうふうに認識しております。

○議長（岡田初雄君） 3 番、木藤幹雄議員。

○3 番（木藤幹雄君） 教育長には悪かったんですが、この冊子の内容に基づいて、

現在、これは教育委員会でガイド版をつくっておられますので、具体的に教育長にしか聞く方法がありませんでしたので、お聞きして、大体教育長のお話をお聞きして、ある程度、理解もいかんところもあったわけですが、ある程度理解もいったところがあるという結果でございます。

私、申し上げましたように、この調査結果は全国一悪いそうです、私も聞き及んだんですけども。悪いということは、差別意識を持った市民の方が全国一多いということです。ということは、今までの学校教育の中で、人権教育、特に同和教育がおろそかにされてきた結果がここにあらわれておるということを私は申し上げたい。

教育長、最後に教育長の決意のほどをお尋ねするんですが、この結果を踏まえて、これから学校教育、特に人権教育、同和教育に対して、私はこういう気持ちで一生懸命取り組みますという決意のほどを、ひとつよろしくお願いします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） これまでも、特に宍粟の人権教育といいますか、同和教育といいますか、そういう部分につきましては、非常に私はそれぞれ先人も含めて貴重な取り組みをいただいておりますというふうに考えております。ただ、御指摘いただいたように、市民の調査の中でこういう結果が出ておるという部分につきましては十分踏まえながら、先ほど申し上げましたように、この基礎資料につきましてはそれぞれの学校に配布しておるところでございます。また、この啓発資料につきましてもそれぞれあるわけでございます。その中で、それぞれ学校にはそれぞれの実態といいますか、地域の実態があり、子どもの発達段階等もございまして、そういうものをしっかり踏まえながら、また小学校と中学校と連携しながら、この教育について、本当に取り組んでいかなければいけない、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 最後最後言うて、また立ちましたけど。教育長の言われるの、よくわかるんです。けどもね、今まで学校教育の中で人権教育を十分にやっただと、しかし、こういう結果が出たということは、ただ十分にやっただという理解だけであって、その辺が十分でなかったから、こういう結果があらわれとるということしか言いようがないんですわ。ですから、今、教育長が言われた、小学校、中学校連携して、十分な人権教育、これは非常に大切なことです、人間の基本になることですから。この宍粟市から差別のない、明るい、本当に健康なまちを目指す意味からも、教育がいかに大切かということ肝に銘じていただいて、取り組みをよろしく願います。よろしいです。終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、3番、木藤幹雄議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月22日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時00分 散会）